

【研究ノート】

政府及び軍と ICRC 等との関係

——日清戦争から太平洋戦争まで——
(後編)

立川 京一
宿久 晴彦

2 日清戦争から太平洋戦争までの ICRC 等の戦時・平時の諸活動

——戦時における捕虜の救恤と平時における戦時事業準備を中心に（前号からの続き）

(6) 満州事変（1931～33年）

ア 戦時事業準備等

第一次世界大戦後の1920年7月、すなわち、シベリア出兵に際する救護活動を実施している最中に、日本赤十字社（日赤）は戦時救護規則の改正作業に着手した。その理由は、

- ①1911年7月をもって患者輸送縦列を廃止したこと
- ②シベリア出兵の際に陸軍に提供した患者自動車の効果が証明され、救護団体の中に加えるべきであるという認識が生じたこと
- ③第一次世界大戦で看護婦組織の救護班を初めてヨーロッパや戦地の青島に派遣して、高い評価を得たこと
- ④平時事業を拡張するため、看護婦の増員を図る必要が生じたこと
- ⑤看護人志願者が年々減少し、看護人組織の救護班の準備レベルを維持できなくなってきたこと

等である。改正規則は1922年3月31日に陸海両相の認可を得て、5月1日に発表された⁽¹⁾。

この改正規則で、救護団体は救護班、病院船、病院列車、救護自動車の4種類になった。それぞれの定数は、救護班が陸軍用177個（看護婦組織167個、看護人組織10個）、海軍用12個（すべて看護婦組織）、病院船2隻、病院列車2列車（陸海軍各1列車）で、救護

⁽¹⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史続稿』下（日本赤十字社、1929年）、15-16ページ。

自動車については別に定めることとされた。改正前と比べて、救護班が 14 個（看護婦組織 43 個増、看護人組織 29 個減）、病院列車が 1 列車、増えた。看護婦（長）の定数は 7,778 人、看護人（長）の定数は 388 人となった。これら以外には、シベリア出兵の際に分派した救護員への糧秣や救護材料が自給できないという事態が生じたケースを教訓に、最寄り部隊からの官給を可能にし、さらに、病院の建物、職員の宿舎、職員の糧秣、補欠衛生材料等を官給とする措置がとられた教訓を生かして、次のような規定が新設もしくは既存のものを修正増補して定められた⁽²⁾。

第二十七条 戦地ニ於ケル宿舎糧食ハ陸海軍ノ支給ヲ受ク戦地以外ト雖本社ニ於テ準備スルコト能ハサル場合亦同シ

第二十八条 病院船、病院列車、救護自動車ニ收容スル傷病者ノ費用及船車ニ要スル燃料並飲料水ハ其ノ所属ニ従ヒ陸海軍ノ支給ヲ受ク

第六十三条 救護団体作業中補充ヲ要スル衛生材料（器械ヲ除ク）ハ所属官憲ニ請求ス陸海軍ノ規定ニ依ル記録報告類ノ用紙亦同シ

満州事変が発生した 1931 年における日赤の準備状況は、救護班 167 個（看護婦組織救護班 164 個、看護人組織救護班 3 個）で、定数に 22 個（看護婦組織救護班 15 個、看護人組織救護班 7 個）、足りていなかった⁽³⁾。しかし、第一次世界大戦前の準備不足の状況と比べれば、特に看護婦の養成の面で、相当な努力がなされたと評価できよう。なお、病院船に関しては、病院船そのものの所有は放棄したが、艀装のための材料や乗り組み救護員の準備は、2 隻分、整っていた。一方、病院列車の準備は後回しにされていた⁽⁴⁾。

日赤は第一次世界大戦・シベリア出兵後も引続き、毎年 10 月か 11 月に 3 日間から 5 日間の日程で実施された陸軍の大演習に付随して、救護演習を実施している。演習地と場合によってはその隣県の支部が救護所を設置、そこへ複数の救護班を編成して派遣し、患者の救護を行った⁽⁵⁾。また、1928 年 7 月 4 日から 7 日までの 4 日間、大阪で実施された第 4 師団の防空演習に、日赤大阪支部病院が参加して救護を補助した。このとき、日赤は自動車隊を組んで救護演習を行っている。救護隊自動車が 4 日間に練兵場との間を往復した回

⁽²⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史続稿』下（日本赤十字社、1929 年）、17、19-22、30 ページ。

⁽³⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史続稿』第 4 巻（日本赤十字社、1957 年）、242 ページ。人数は看護婦（長）6,021 人、看護人（長）94 人で、それぞれ 1,369 人、294 人の不足であった（同上、243 ページ）。

⁽⁴⁾ 同上、242 ページ。

⁽⁵⁾ 同上、234 ページ。

数は 33 回であった⁽⁶⁾。なお、海軍の観艦式の際には、日赤社員は参観や拝艦を特別に許されている⁽⁷⁾。

イ 捕虜の救恤

満州事変は「事変」という呼称が示しているように、国際法に言う「戦争」ではないものとして遂行された。したがって、日本軍は捕虜を獲たり、取扱ったりする必要がなかった。そのため、公式には捕虜は存在せず、日赤は捕虜の救恤を行っていない⁽⁸⁾。しかし、そうだからといって、中国軍傷病者を救護していないわけではなく、実際、「支那軍人及砲廠職工等ノ傷病者」を 1931 年 10 月 15 日に日赤満州委員部奉天病院に 27 人収容したという記録がある⁽⁹⁾。

一方、ICRC（赤十字国際委員会）は 1932 年 1 月 18 日に上海事変が発生すると、2 月 22 日に日中両国の赤十字社に対して、両政府がハーグ陸戦規則第十四条に従って捕虜情報局を設置したか否かを問い合わせ、また、ジュネーブ捕虜待遇条約第七十九条に基づいて中立国に捕虜情報中央事務所を設置することを提案した。これに対して、中国紅十字会は、両条項は遵守されている旨を答え、病院が爆撃されたことに注意を喚起した。日赤は ICRC に、日中間には戦争は生起していないので、両条項の適用問題は生じていないと伝え、中国兵は「正規兵であろうと便衣であろうと」差し迫った危険を防止するためには捕えられるが、必要以上長くは拘束されないと続けた⁽¹⁰⁾。

3 月 5 日には、ICRC 派遣代表のシドニー・ブラウン（Sidney H. Brown）が日本へ向かう途中、上海に立ち寄った。その時点で、上海ではすでに各国の現地駐在総領事や領事が委員会を設置して、日本軍管理下の捕虜収容所 3 ヲ所（中国人合計 800 人収容）を視察する活動を、2 月 23 日から実施していた。また、捕虜収容所自体が閉鎖に向かってもいた。したがって、ブラウンは捕虜収容所の視察は行わず、上海市内の日中双方の主要な病院を訪問して戦傷者の救護施設や健康状態を視察した。日本側の病院では、中国軍戦傷者 13 人が手厚い看護を受けているのを見た。また、ブラウンは日本軍から許可を得て日本軍占領地域に放置されたままになっていた中国兵の遺体を収容する活動を行った⁽¹¹⁾。

⁽⁶⁾ 『博愛』第 497 号（1928 年 10 月 10 日）、15-17 ページ。

⁽⁷⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史続稿』第 4 巻、235 ページ。

⁽⁸⁾ 後述するように、実際には捕虜は存在したし、捕虜収容所も開設されていた。

⁽⁹⁾ 日本赤十字社「満州事変ニ依ル本社ノ救護施設概要」（1932 年 1 月 28 日）（陸軍省「昭和 7 年 8 月 1 日～4 日 満受大日記（普）其 17」防衛省防衛研究所図書館蔵）。

⁽¹⁰⁾ André Durand, *History of the International Committee of the Red Cross: From Sarajevo to Hiroshima* (Geneva: Henry Dunant Institute, 1984, originally published in French by Henry Dunant Institute in 1978), p. 270.

⁽¹¹⁾ *Ibid.*, pp. 270-271. 『博愛』第 546 号（1932 年 11 月 10 日）、1-10 ページ。『博愛』第 547 号（1932

ブラウンの視察のために、日本側はあらゆる便宜を図った。重光葵公使は乗物を提供し、書記官を同行させて陸軍病院や軍司令部を案内させた。軍司令部でもブラウンは懇切丁寧にもてなされ、戦闘や戦地の状況について詳しい説明を受けた。また、軍用車で戦地を案内されてもいる⁽¹²⁾。

ウ その他の戦時救護

1931 年 11 月 21 日、青木重誠陸軍次官は日赤に対して、救護班 2 個の編成と満州への派遣、救護班は現地で日本陸軍の関東軍司令官の指揮を受けることを指示した。目的は、満州事変による傷病者の救護である⁽¹³⁾。次いで、26 日、南次郎陸相は日赤に対して、救護班の派遣を命令した。すぐに臨時第 1 救護班が満州委員部（旅順）で編成され、本庄繁関東軍司令官の命で遼陽衛戍病院に配属された。臨時第 2 救護班は東京の日赤本部が編成、鉄嶺衛戍病院に派遣された。その後、漸次、救護班の増派が命じられ、翌 1932 年 2 月半ばまでに 4 個班を編成、旅順、朝鮮の竜山、広島、東京（第 1）の各衛戍病院に 1 個ずつ配属された⁽¹⁴⁾。

上海事変が発生すると、海軍陸戦隊の傷病者が佐世保、亀川、呉、横須賀の海軍病院等に収容された。2 月 6 日、大角岑生海相は日赤に対して、救護班を編成し、上記の海軍病院へ派遣するよう命じた。海相の命令によって、最終的に、佐世保 3 個、呉 1 個、亀川 1 個、横須賀 2 個の計 7 個の救護班が派遣された。2 月 17 日には荒木貞夫陸相からも救護班増派命令を受け、患者輸送船「三笠丸」1 個、病院船「新羅丸」1 個、金沢衛戍病院 2 個、東京第 1 衛戍病院 2 個、上海兵站病院 1 個の計 10 個を派遣した⁽¹⁵⁾。

満州事変に際しての救護班派遣は 1933 年 2 月 1 日に終了する。それまでの間、日赤は救護班（すべて看護婦組織）26 個（陸軍に対して 19 個、海軍に対して 7 個）、救護員 685 人を派遣した。日赤救護班によって救護された日本陸海軍傷病者は 1 万 8,180 人である⁽¹⁶⁾。

満州事変に際して、日赤は救護班の派遣以外に、出征軍人家族の無料や半額等での診療（入院 358 人、外来 4,206 人）、傷痍軍人の更正のための職業補導（53 人）、救護班が配属されていない衛戍病院への看護婦の派遣（18 人）、敦賀港における満州脱出難民への衣料

年 12 月 10 日)、14-20 ページ。

⁽¹²⁾ 『博愛』第 547 号、17 ページ。

⁽¹³⁾ 1931 年 11 月 21 日付陸満普第 201 号達（11 月 30 日付陸満普受第 469 号「救護班派遣ノ件」陸軍省「昭和 7 年 8 月 1 日～4 日 満受大日記（普）其 17」）。

⁽¹⁴⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史続稿』第 4 巻、246 ページ。

⁽¹⁵⁾ 同上、246 ページ。

⁽¹⁶⁾ 同上、246-248、252-253 ページ。

配給と健康診断（1932年11月15日）等の事業を実施している⁽¹⁷⁾。また、徳川家達社長以下の職員が救護班を派遣している各病院や病院船を、視察を兼ねて慰問し、菓子料を贈っている⁽¹⁸⁾。さらに、全国少年赤十字団員は慰問のために作文を書いたり、金品を寄贈したりし、篤志看護婦人会員は帰還傷病兵の送迎や東京第1衛戍病院入院患者の慰問を行った⁽¹⁹⁾。

ICRC は、先ほど述べたように、捕虜の問題に関与しなかった代わりに、派遣代表のブラウンが傷病者を収容している病院を視察したり、中国兵の遺体収容作業を行ったりした。そのほかに、ICRC は衛生材料の不足を補うために、近隣諸国の赤十字社に支援を呼びかけている。しかしながら、上海事変を含めて、満州事変に際しての ICRC の関与は限定的で、本来なすべきことを十分に行えなかった⁽²⁰⁾。

エ 問題点・教訓等

満州事変においても、政府及び軍と ICRC 等との関係において、重要な問題は発生しなかった。ただし、満州事変は「事変」であって、国際法に言う「戦争」ではないという理由で、捕虜を捕らないという方針を掲げたこと自体は問題であり、その建前があったために、日赤が中国軍傷病兵を救護する際に何らかの支障があったとすれば、軍と日赤との関係上の問題として指摘しなければならないであろう。しかし、管見の限りではあるが、日赤が中国軍傷病兵を救護する際に何らかの支障があったというような形跡は認められない。

そのほかの点で問題として挙げることができるのは、せいぜい、日赤救護員の中に、病院船が暴風の影響を受けて船酔いに苦しむ者がいたり、当初、救護員の中に、部隊から支給された兵食の米麦混合食に馴染めない者がいたり、上海兵站病院の宿舎が狭くて不便であり、かつ、便衣隊の脅威にさらされながら救護を実施しなければならなかったりした程度であろう⁽²¹⁾。

ICRC との関係に関しては、日本側が満州事変は戦争ではないという公式の立場を主張したことや、事変自体が比較的短期間で収束したこともあって、その関与は限定的であった。他方、ICRC の派遣代表に病院の視察や中国兵の遺体収容を許したり、ICRC が相手で

(17) 同上、248 ページ。『博愛』第 539 号（1932 年 4 月 10 日）、35 ページ。

(18) 『博愛』第 537 号（1932 年 2 月 10 日）、10-15 ページ。『博愛』第 539 号、4-6 ページ。

(19) 日本赤十字社編『日本赤十字社史続稿』第 4 巻、251 ページ。『博愛』第 539 号、29 ページ。

(20) Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 270-271. ブラウンが 3 月 20 日に上海を離れて日本へ向かったのち、ICRC はアンリ・キュエノ（Henri Cuénod）を上海駐在代表に任命した（Ibid., p. 271）。

(21) 日本赤十字社「支那事変に関する日本赤十字社救護事業概要」（一）（1932 年 5 月）（陸軍省「昭和 7 年 8 月 1 日～4 日 満受大日記（普）其 17」）。『日本赤十字社史続稿』第 4 巻、249 ページ。『博愛』第 537 号、12 ページ。

はなかったが、捕虜収容所の視察を各国の上海駐在総領事・領事達に認めたりする等、日本側の姿勢は柔軟かつ寛容であった。

(7) 日中戦争 (支那事変) (1937 年～)

ア 戦時事業準備等

満州事変後も、日赤は引続き、1922 年 5 月の戦時救護規則に則して戦時事業準備を進めた。看護婦の養成も進み、日中戦争が発生する 1937 年の看護婦 (長) 数は 7,016 人であった⁽²²⁾。毎年の陸軍の演習に付随しての救護演習も継続された。特に 1936 年 10 月 3 日から 6 日にかけて北海道で実施された特別演習の際には、救護班 6 個を編成して、219 人の患者を救護したほか、昭和天皇の行幸地 11 ヲ所に救護所を開設し、救護班 16 個を派遣した⁽²³⁾。

また、1933 年 8 月 9 日から 11 日までの関東防空大演習の際には、日赤本社、東京支部、神奈川県支部が陸軍省や東京警備司令部等と連携して救護演習を実施した。編成した救護班 4 個がそれぞれ指定の小学校に救護所を設置し、患者の収容、手当、治療、輸送等の救護訓練を行ったほか、陸軍省に申請して防毒面、防毒衣等の対ガス材料を借受け、救護班に分配した⁽²⁴⁾。翌 1934 年以降、防空演習は引続き各地で実施され、ガス弾の投下を想定した避毒所の設置、除毒治療等も行われた⁽²⁵⁾。

イ 捕虜の救恤

1937 年 7 月 7 日の盧溝橋事件に端を発する日中戦争も、当時の正式な呼称が支那事変であったことが示すように、満州事変同様、「事変」であり、国際法に言う「戦争」ではないものとして遂行された。そのため、公式には捕虜は存在せず、日赤は捕虜の救恤を行っていない。しかし、これも満州事変の際と同様に、実際には捕虜は存在したし、捕虜収容所も開設されていたが、それはあくまで非公式のものであった。

一方、ICRC は 1937 年 8 月 20 日に、上海に代表を派遣することを決定した。代表に任命されたシャルル・ド・ワットヴィル (Charles de Watteville) 大佐は 9 月 3 日にジュネーブを発ち、22 日、上海入りした。戦地である中国で、日中双方の捕虜収容所の視察や捕虜の救恤等の活動が始まった。なお、ICRC は第一次世界大戦時に日本駐在代表を務めたフ

⁽²²⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第 5 巻 (日本赤十字社、1969 年)、130 ページ。看護婦組織救護班は定数から 4 個分、不足していた (同上、131 ページ)。

⁽²³⁾ 同上、516-517 ページ。

⁽²⁴⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史続稿』第 4 巻、238 ページ。『博愛』第 555 号 (1933 年 8 月 10 日)、1-2 ページ。『博愛』第 556 号 (1933 年 9 月 10 日)、10-25 ページ。

⁽²⁵⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第 5 巻、117 ページ。『博愛』第 570 号 (1934 年 11 月 10 日)、48-52 ページ。

リッツ・パラヴィチーニ (Fritz Paravicini) を、日中戦争に際して再度、駐日代表に任命したが、日本政府の承認は、太平洋戦争開戦後の 1942 年 1 月まで待たなければならなかった。

ド・ワットヴィルは日本軍管理下の捕虜収容所 2 ヲ所 (中国人 32 人収容) と中国軍管理下の捕虜収容所 1 ヲ所 (日本人パイロット 21 人収容) を訪問した。ド・ワットヴィルが面会した日本人捕虜たちは、自分たちが捕虜になったことが知れると家の恥になると考えており、家族に手紙を書こうとしなかった。日中双方の収容所とも捕虜には十分な食事を与えており、収容施設も適当で、捕虜を適切に取扱っていると評価できる状態であった。ただし、捕虜名簿を作成・交換する作業は極めて困難であった。とくに戦死者に関してはほぼ不可能であった。それというのも、中国軍は全兵士に認識票が行き渡っておらず、一方の日本軍は外部に明らかにしなかったからである⁽²⁶⁾。

ド・ワットヴィルは 11 月末に ICRC の上海駐在代表の職をルイ・カラム (Louis Calame) 博士に譲り、帰国の途中に日赤を訪問するため日本へ向かった。その際、ICRC はド・ワットヴィルに、日本が 1929 年のジュネーブ捕虜待遇条約を批准していないので、日本政府から同条約尊重の言質を得るよう指示した。来日したド・ワットヴィルは堀内謙介外務次官に面会し、ジュネーブ捕虜待遇条約を考慮するという保証を得た。しかし、その後すぐに、堀内次官は上海駐在スイス領事に宛てた書簡の中で、「ジュネーブ捕虜待遇条約の多くの条項は極東には適用し得ない」と立場を修正した⁽²⁷⁾。

ド・ワットヴィルの後任として ICRC の上海駐在代表に任命されたカラムも日中双方の捕虜収容所を訪問しようと努力した。しかし、中国側は捕虜の存在は認めるものの、捕虜収容所の訪問を許可しようとしなかった。捕虜収容所は中国の奥地にあつてたどり着くの何週間もかかるうえに、連絡手段がないとか、収容所は移動中で場所が分からないとかというように話をはぐらかされてしまうのであった⁽²⁸⁾。

日本軍管理下の捕虜収容所の訪問も容易には許可されなかったが、1938 年 5 月 11 日に日本軍が占領した厦門の捕虜収容所を訪ねることが例外的に許された。6 月 3 日、カラムは秘書とともに厦門の捕虜収容所を訪れた。収容されている捕虜の正確な人数は不明であったが、100 人ほどではないかと、カラムは報告している。捕虜の服装は清潔で、収容施設はすばらしく、印象は良かった。病室にも案内されている。そこには軽傷者しかいなかった。重傷者は病院船で後送されたと説明された。写真撮影も許可された⁽²⁹⁾。

カラムはその後、華北を視察する許可を得た。その際には、北京で 8 人の中国人捕虜に

⁽²⁶⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 377-378.

⁽²⁷⁾ Ibid., p. 378.

⁽²⁸⁾ Ibid., pp. 378-379.

⁽²⁹⁾ Ibid., pp. 379-380; Caroline Moorehead, *Dunant's Dream: War, Switzerland and the History of the Red Cross* (London: Harper Collins, 1999, first published in 1998), p. 365.

面会している。面会には日本陸軍の大佐 2 人が同席した。8 人の捕虜は遜色のない服を着ており、新しい靴を履いていた。食事、煙草、葉巻も与えられていた。その様子は、日本軍の捕虜取扱い状況について質問する必要性をまったく感じさせないほどであった。また、カラムは中国人捕虜が北京の発電所で労務に付されていたり、天津ほかで、捕虜なのか、そうでないのか区別がつかない多くの苦力が日本軍に使役されていたりしているのを目撃している⁽³⁰⁾。

ウ その他の戦時救護

日中戦争発生後、7 月 28 日に、杉山元陸相から日赤に対して救護員の派遣要請があった。大阪と広島陸軍病院に病院船に乗り組む衛生要員として 199 人を差し出すようにという内容であった。これを受けて日赤は救護班 7 個を編成して派遣、病院船の艀装を待って乗船、陸軍病院船内での患者護送勤務に就いた。続く、8 月 14 日にも陸相から同種の派遣要請を受けた。日赤は 12 個班 (336 人) を編成して派遣した。その後、日赤は救護班を漸次、編成・増派し、1937 年末までに合計 149 個の救護班 (3,537 人) を病院船と、内地、外地、日本軍占領地域の陸海軍病院に派遣することになる。救護班の派遣先とその内訳は、病院船へは 50 個 (1,317 人)、陸海軍病院へは内地に 55 個 (1,195 人)、満州に 3 個 (72 人)、華北に 26 個 (477 人)、華中に 21 個 (512 人) であった⁽³¹⁾。

翌 1938 年前半は派遣要請がなく、救護員の配置換えや交代、解任等が行われた。ようやく 10 月に入り、華中作戦開始と武漢三鎮攻略を機に、板垣征四郎陸相から救護員の派遣要請があった。日赤は早速、救護班 8 個 (200 人) を編成して、病院船勤務に就かせた。華南作戦が始まった 1939 年には、救護班 59 個 (1,455 人) を編成して派遣した。その派遣先ごとの内訳は、病院船 19 個 (513 人)、各地の陸軍病院へは満州 3 個 (72 人)、華北 20 個 (462 人)、華中 17 個 (408 人) であった。同時に、救護員の転属や交代も行われた⁽³²⁾。

1940 年 9 月には北部仏印進駐、翌 1941 年 7 月には南部仏印進駐というように、日本軍の活動地域は南方へ拡大した。日赤による救護班の新たな編成・派遣は、1940 年が 68 個 (1,573 人) で、内訳は病院船 11 個 (363 人)、内地の陸海軍病院 24 個 (532 人)、内地以外の陸海軍病院には満州 3 個 (72 人)、華北 11 個 (264 人)、華中 17 個 (408 人)、南方 2 個 (44 人)、1941 年が 53 個 (1,863 人) で、内訳は内地の陸海軍病院 11 個 (430 人)、内地以外には満州 24 個 (589 人)、華北 3 個 (148 人)、華中 8 個 (216 人)、南方 4 個 (284

⁽³⁰⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 379-380.

⁽³¹⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第 5 巻、145-146 ページ。

⁽³²⁾ 同上、146 ページ。

人)であった⁽³³⁾。

結局、日赤は日中戦争が勃発した 1937 年 7 月から、太平洋戦争が始まる 1941 年 12 月までの間に、救護班 337 個を編成、救護員 8,628 人を派遣した。1922 年 5 月 1 日の戦時救護規則による救護班の定数は陸海軍に対して 189 個であった。この救護班の定数からすると日中戦争発生後に日赤が実際に編成・派遣した救護班の個数 337 個は倍近い数である。しかし、救護員の定数と実際に派遣した人数を比べてみると、ほぼ定数どおりである。戦時救護規則上の看護婦（長）と看護人（長）をあわせた規則上の定数は 8,166 人であり、さらに、各救護班には原則的に医員 1 人が配属されているので（配属されていない場合もある。）、それを考慮すると、日赤が派遣した 8,628 人は、ほぼ定数に等しい数字であったと言える。

先に、日中戦争が発生した 1937 年における看護婦（長）数は 7,016 人であった旨を記したが、これに当時の医員の数 393 人を加えると、7,409 人になる⁽³⁴⁾。その数字は 2 年後の 1939 年には 8,222 人（医員 422 人、看護婦〔長〕 7,800 人）に増加している。さらに、看護婦の人数は 1940 年に 1,892 人、1941 年に 2,910 人、増えている⁽³⁵⁾。したがって、救護班を編成する点においては、人手不足は生じなかった。ただし、その分、内地の赤十字病院における看護婦が手薄になり、養成中の看護生徒を狩り出さなければならなかった。その結果、生徒が教育を受ける時間が減り、後に看護婦の全体的なレベルの低下をもたらすことになる⁽³⁶⁾。

1937 年 11 月以来、内地の日赤病院は、漸次、陸軍病院に指定された。1941 年 12 月までに 33 病院のうち 25 病院がその指定を受け、その後、漸次、21 病院が解除されている⁽³⁷⁾。しかし、少なくとも指定当初、従来からの陸軍病院と新たに指定された赤十字病院との関係は必ずしもうまくはいかなかったようである⁽³⁸⁾。

なお、満州事変時と同様に、日赤は内地において、傷痍軍人の再教育事業を実施している（93 人）⁽³⁹⁾。出征した軍人・軍属の留守家族・遺家族に対する無料や安価での診療も行

⁽³³⁾ 同上、147 ページ。

⁽³⁴⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第 5 巻、130 ページ。

⁽³⁵⁾ 同上、131 ページ。

⁽³⁶⁾ 『博愛』第 650 号（1941 年 7 月 10 日）、5 ページ。

⁽³⁷⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第 5 巻、213-214 ページ。戦時救護規則第六十六条は、戦時もしくは事変の際、陸海両相の認可を得た規定により、日赤病院の全部又は一部を戦傷病者の収容に供することを定めている。

⁽³⁸⁾ 『博愛』第 645 号（1941 年 2 月 10 日）、11 ページ。

⁽³⁹⁾ 日本赤十字社「昭和十五年度事業年報」（外務省記録「日本赤十字社関係雑件」第 3 巻、外務省外交史料館蔵）。日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第 5 巻、134 ページ。

っている⁽⁴⁰⁾。少年赤十字団は慰問に加えて、衛生飛行機を軍に献納している⁽⁴¹⁾。

日中戦争が発生してから 1 ヶ月が過ぎようとした 8 月 3 日、ICRC は日赤から、中国兵が北京在住の日本人居留民を虐殺したことに抗議する電報を受け取った。次いで 6 日には、赤十字・赤新月社連盟事務総長経由で、華北で多数の負傷者と避難民が発生している状況と各国赤十字社に衛生材料の供給を求める中国紅十字会の電報について知らされた。日中双方からの申し出に対して、ICRC は 13 日、日中両国を支援するという原則的な立場を維持することを決定した。それへの対応は日中で異なった。中国紅十字会は ICRC の支援を受け入れる姿勢を示したが、日赤は「当面の準備は十分にできている」という理由で、ICRC からの支援を断った⁽⁴²⁾。同様に、先述したように、ICRC は日中両国における派遣代表を任命したものの、ICRC 代表の現地における活動が即座に認められたのは、中国においてのみであった。しかし、その中国における活動も、日本軍占領地域はもちろんのこと、非占領地域においても、次第に制限されていくことになる。

ICRC は直接のコミュニケーション手段を持たない日中両赤十字社の間に立って、抗議を仲介している。先に述べたもの以外にも、例えば、中国紅十字会からは、日本軍機が紅十字病院や野戦病院を爆撃しているという抗議があり、日赤からは、中国軍が日本の病院船を砲撃したとか、空爆したとかという抗議があった。ICRC は慣例に従って、こうした抗議を相手方に伝えている⁽⁴³⁾。

各国赤十字社からの中国紅十字会に対する救恤金品（寄付金、衛生材料、トラック、救急車等）は、直接、中国紅十字会に届いた。救恤金品の配布は中国紅十字会が、中国政府、宗教組織、各地の救恤委員会、外交使節団等の協力を得て行った⁽⁴⁴⁾。

なお、日赤は ICRC と協力して、日本と満州に在住する外国人の行方不明者に関する情報と、日本と満州に住む外国人の母国に在住する近親に関する情報の収集活動を実施している。1940 年度の取扱い件数は 81 件、人員にして 186 人であった⁽⁴⁵⁾。

エ 問題点・教訓等

満州事変時からその傾向は見られたが、日中戦争においても、日赤救護員の任務は日本軍傷病者の救護であった。かつては、敵の傷病者（傷病捕虜）を救護するために、特に日

⁽⁴⁰⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第 5 巻、134 ページ。

⁽⁴¹⁾ 『博愛』第 605 号（1937 年 10 月 10 日）、46 ページ。

⁽⁴²⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 370-371. 1940 年 8 月 16 日付徳川日赤社長発松宮外務次官心得宛調外第 154 号（外務省記録「各国赤十字社関係雑件」外務省外交史料館蔵）。『博愛』第 605 号、46 ページ。

⁽⁴³⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 381.

⁽⁴⁴⁾ *Ibid.*, p. 376.

⁽⁴⁵⁾ 日本赤十字社「昭和十五年度事業年報」。

赤が救護班を編成して派遣することを命じられたことがあったが、1930年代以降の紛争に際しては、基本的に日本軍傷病者の救護に任務が限定されるようになった。こうした傾向は必ずしも日赤の本意ではなかったと思われるが、軍との関係があまりにも密接であったことによって、結果的に、赤十字精神の発露が閉ざされてしまうことにつながった。実際、なぜ日赤は中国人避難民の救済を行わないのかと非難されたのであるが、日赤の言い分としては、陸相か海相の命令や認可がなければ、いかなる活動もできないのである⁽⁴⁶⁾。改めて後述するように、皮肉にも、それは1863年の赤十字規約の精神に違いなかった。

戦地における日赤救護班の活動に関しては、少なくとも、太平洋戦争が始まるまでは、それ自体が困難に直面することはほとんどなかったが、病院や病院船が中国軍の攻撃を受け、場合によっては救護員が負傷するという事態が発生するようになった⁽⁴⁷⁾。

ICRC との関係において、日赤が ICRC の仲介による各国赤十字社からの支援を、準備が十分であることを理由に断る姿勢は日露戦争の時から変わっていないが、他方で、外国人行方不明者等の情報収集によって、日赤と ICRC との協力関係は続いた。

これは特に陸軍の方針であるが、ICRC 代表の捕虜収容所訪問や占領地域視察に関しては、日中戦争の当初においてはまだ幾分なりとも寛容であったものの、1937年12月以降、日本側は頑なな態度をとるようになった。こうした対応は、第一次世界大戦の際に日本各地の捕虜収容所を訪問したパラヴィチーニや、第一次上海事変の際に上海に派遣されたブラウンへの対応とはまったく異なる。

(8) 太平洋戦争（大東亜戦争）（1941～45年）

ア 戦時事業準備等

太平洋戦争は日中戦争の終息を待たずに始められた戦争である。そのため、太平洋戦争に向けての戦時事業準備は、特段、なされていない。むしろ、太平洋戦争開戦後の状況の変化が大きかったために、それに合わせて戦時事業準備を調整する必要性が生じ、陸海両相の認可を得て、1942年7月27日に戦時救護規則が改正されている。

改正の要点の第一は、日中戦争での救護班の編成・派遣数が旧規則の定数を大きく上回ったため、救護班の編成・派遣数をより柔軟にし得るように規則が改正された点である。すなわち、「救護班ノ陸軍及海軍ニ対ス整備数ハ陸軍大臣海軍大臣ノ承認ヲ得テ社長之ヲ定ム」（第十三条）となった。改正の第二の要点は、日赤社長の戦時救護事業における役割の強化である。本改正によって、社長は救護総長として「戦時救護事業ヲ統轄」（第三十二条

⁽⁴⁶⁾ 『博愛』第650号、2-3ページ。

⁽⁴⁷⁾ 『博愛』第605号、14ページ。『博愛』第608号（1938年1月10日）、31ページ。

ノ二) することになった。旧規則では、社長が「救護理事長」を任命して(旧第三十二条)、「救護理事長」が「救護本部長」として「社長ノ意図ヲ受ケ救護団体ヲ指揮シ救護員勤務ノ監督其ノ他救護ニ関スル事務ヲ総理ス」(旧第三十三条)となっていた。つまり、戦時救護事業に対する社長の関与が間接的なものから、直接的なものに変わったのである。そのほかに目立った改正点としては、時代の流れを受けて、救護団体に「救護航空機」が加わった点を挙げられる⁽⁴⁸⁾。

救護演習は、1943年5月15日に、東京空襲を想定した演習が日赤本社の内庭で実施されている。このときは陸軍の参加はなく、日赤のほかは、警察と消防が参加した⁽⁴⁹⁾。

イ 捕虜の救恤

太平洋戦争開戦翌年の1942年春までに、日本軍は南方の戦地で大量の捕虜を獲得した。その捕虜の一部は、日本人若年層の多くが出征したことによって失われた労働力を補うために内地へ移された。そうした捕虜を收容するため、内地にも多数の捕虜收容所が開設された。その捕虜の救恤が日赤の役割となった。同時に、日本在住の多数の敵国民間人が抑留されたため、その救恤においても日赤が中心的な役割を負うことになった⁽⁵⁰⁾。

第1節(前号掲載)で述べたように、太平洋戦争にあたって、日赤は1942年1月14日に「俘虜救恤委員会」を設置し、委員長に島津忠承副社長が就任した。その活動内容は、捕虜收容所の訪問と救援金の寄贈、捕虜に対する救恤金品の発受・交付、在外日本人抑留者等への救恤金品の寄贈、捕虜に関する安否調査と伝達、赤十字通信・捕虜郵便事業、在敵国同胞対策委員会を設置しての救援金の募集、ICRC駐日代表への便宜供与等であった。民間人抑留者にも同種の救恤活動を行った。

捕虜收容所の訪問は、島津ら日赤職員だけで実施する場合と、ICRC代表が捕虜收容所を訪問する際に島津や渥美鉄三外事課長らが同行して訪問する場合があった。日赤職員による内地の捕虜收容所訪問の正確な回数は不明であるが、東京、川崎、横浜、大阪、善通寺、大牟田、鹿児島等関東地方を中心に各地の捕虜收容所を訪問している。その際には、日赤から救援金品を寄贈したり、陸軍省の「俘虜情報局」からの依頼で英字新聞(『ジャパン・タイムズ』)や英文雑誌(『二十世紀』)、聖書、讚美歌集、タイプライター等を捕虜收容所に届けたりしている⁽⁵¹⁾。捕虜收容所訪問時に、日赤職員が捕虜と個人的に言葉を交わ

⁽⁴⁸⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第5巻、121-122、144ページ。

⁽⁴⁹⁾ 同上、140ページ。

⁽⁵⁰⁾ 島津忠承「私の履歴書」日本経済新聞社編『私の履歴書』第14集(日本経済新聞社、1961年)、132ページ。「日本赤十字社俘虜救恤委員規定」第一条は、民間人抑留者も捕虜同様に日赤の救恤活動の対象としている。

⁽⁵¹⁾ 榊井孝『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』(改訂版)(日本赤十字社、1994年)、34ページ。

したり、捕虜からの陳情を受けたりすることは極めて稀であった⁽⁵²⁾。

ICRC 駐日首席代表のパラヴィチーニは、1942 年 3 月 12 日に善通寺捕虜収容所を訪問したのを皮切りに、在任中の 1944 年 1 月 29 日に死去するまで、各地の捕虜収容所や民間人抑留者収容所を、病苦を押して訪問した。また、パラヴィチーニの死後、駐日首席代表代行を務めることになるマックス・ペスタロッチ (Max Pestalozzi) も、パラヴィチーニと平行して各地の収容所を訪問し、パラヴィチーニの死後もそうした訪問を続けた。その結果、ICRC 駐日代表による捕虜収容所訪問は 42 ヲ所にのべ 54 回、民間人抑留者収容所への訪問は 23 ヲ所にのべ 36 回を数えた⁽⁵³⁾。パラヴィチーニやペスタロッチは捕虜収容所等を訪問したのち、ICRC 代表の任務として視察した収容所の状況を報告書にまとめて ICRC に送っている。そうした報告書の内容は、ICRC によって、捕虜等の母国の政府に伝えられた。

ICRC 代表が捕虜収容所等を訪問するに際しては、日赤俘虜救恤委員部が協力して、陸軍省や内務省等と調整し⁽⁵⁴⁾、また、交通手段や宿泊施設を手配した。経費は日赤が負担し、日赤職員が必ず同行した。捕虜との面会に際しては、日本軍関係者が立ち会った。そうした状況では、ICRC 代表と捕虜が自由に言葉を交わすことは憚られた⁽⁵⁵⁾。なお、ICRC 側には捕虜収容所の数やその所在地等の全容についての正確な情報は提供されなかった⁽⁵⁶⁾。

パラヴィチーニの後任として日本駐在代表に任命されたマルセル・ジュノー (Marcel Junod) も、1945 年 8 月初旬、ジュネーブから日本へ向かう途中、満州において捕虜収容所を 2 ヲ所、訪問している。そのうちの一つには、アーサー・パーシヴァル (Arthur Percival) やジョナサン・ウェインライト (Jonathan Wainwright) といった連合国の高級将官が収容されていた。ジュノーの収容所訪問は時間的にも内容的にも極めて制約が多かった。時間は全体で 2 時間、そのうち半分は収容所長らとの懇談や概況説明に費やされ、その後、30 分

島津忠承『人道の旗のもとに——日赤ともに 35 年』(講談社、1965 年)、112-113 ページ。日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第 5 巻、218-219 ページ。

⁽⁵²⁾ ルイス・ブッシュ『おかわいそうに——東京捕虜収容所の英兵記録』明石洋二訳 (文藝春秋新社、1956 年)、217-218、231、249 ページ。

⁽⁵³⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 526. 日赤が太平洋戦争後にまとめた報告書では、捕虜収容所への訪問は 59 回、民間人抑留者収容所への訪問は 28 回となっている (大川四郎編訳『欧米人捕虜と赤十字活動——パラヴィチーニ博士の復権』論創社、2006 年、173 ページ)。なお、ICRC 全体では、1939 年から 1947 年 6 月までの間、340 組の派遣代表が、1 万 1,170 ヲ所の捕虜収容所と民間人抑留者収容所を訪問している (Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 441)。

⁽⁵⁴⁾ 横浜在住のパラヴィチーニ自身も週に 3 回は都心に出向いて、俘虜情報局、外務省、日赤等と調整を行った (ICRC G8/76I, Paravicini à ICRC, lettre 1, Yokohama, 15 mai 1942)。

⁽⁵⁵⁾ ICRC G8/76III, Paravicini to ICRC, letter No. 30, Yokohama, April 13th, 1943.

⁽⁵⁶⁾ 榎井『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』70-98 ページ。Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 526. 井上忠男『戦争と救済の文明史——赤十字と国際人道法のなりたち』(PHP 研究所、2003 年)、217 ページ。

間、所内を視察したが、視察中は捕虜との自由な会話が許されず、捕虜との面会 (30 分間) の際も、ジュノーが言葉を交わすことを許されていたのは、当初、ウェインライト一人に限られていた。それに対して、パーシヴァルが、自分が最先任者であると抗議して発言を許可され、ジュノーに再訪を懇請するという一幕があった⁽⁵⁷⁾。

日本軍占領地域にも ICRC は代表を派遣した。しかし、日本が承認したのは、上海駐在代表のエドゥアール・エグル (Edouard Egle) と香港駐在代表のロバート・ジンデル (Robert Zindel) のみであった⁽⁵⁸⁾。

エグルは 1942 年 6 月以降、日本陸軍連絡部と連絡をとりながら、月に 2 回のペースで捕虜の救恤を行った。彼は、戦前にアメリカ赤十字社が上海に備蓄していた物資や各国赤十字社からの寄贈品の中から都合して、あるいは、各国赤十字社からの寄付金で購入することによって、食糧、衣服、石炭、医薬品等を捕虜収容所に寄贈した⁽⁵⁹⁾。収容所関係者の中には、エグルから効果的な支援を得ようとして情報提供等の便宜を図る者もいたようであるが、基本的に制約は厳しく、外部との連絡はすべて検閲されていたし、捕虜や収容所に関する情報も制限された⁽⁶⁰⁾。

香港のジンデルが置かれた状況も大同小異であった。外部との連絡は検閲され、捕虜や収容所に関する情報は制限されたうえに、毎月の活動報告書の提出を求められた。そうした中でも、捕虜収容所 2 ヲ所、陸軍病院 1 ヲ所、民間人抑留者収容所 2 ヲ所を訪問している⁽⁶¹⁾。訪問時に、捕虜と自由に言葉を交わすことは許されなかったが、救恤小包の配布、本や現金の寄贈、通信サービス (信書、電報)、香港在住者の安否調査、捕虜名簿の編集等の救恤活動を実施した。ジンデルはこうした事業のために、イギリス政府からの寄付金を運用することができたが、同時に、ポケット・マネーで救恤品を購入したり、捕虜の医療費を立替えたりしている⁽⁶²⁾。

日本軍占領地域に派遣され、日本の承認を得ることができなかった ICRC 代表たちの状

⁽⁵⁷⁾ ICRC BG3/51[2], M1770 “Compte-rendu de l'exposé de Monsieur M. Junod sur sa mission au Japon” (21 mai 1946). マルセル・ジュノー 『ドクター・ジュノーの戦い——エチオピアの毒ガスからヒロシマの原爆まで』 (増補版) 丸山幹正訳 (勁草書房、1991 年)、229-247 ページ。ジュノーの対話の相手がウェインライトであったのは、ジュノーの希望であった。しかし、それは、ジュノーの側にパーシヴァルが同じ収容所にいるという情報が入っていなかったからでもある。

⁽⁵⁸⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 524.

⁽⁵⁹⁾ 例えば、ICRC G8/76II, ICRC to Paravicini, 182, Yokohama, 15 September 1942; ICRC G8/76IV, Note pour la Délégation du Comité internationale de la Croix-Rouge à Washington, Genève, 27 octobre 1943.

⁽⁶⁰⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 527-528. 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』102-113 ページ。

⁽⁶¹⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 529; ICRC G8/76IV, Paravicini to ICRC, 552, reçu le 13 juillet 1943.

⁽⁶²⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 529. 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』113-120 ページ。

況は、より過酷であった。彼らは捕虜に関する情報を与えられず、捕虜収容所の訪問も許可されなかった。また、ジュネーブの ICRC 本部や日本のパラヴィチーニと連絡をとることも極めて困難であった⁽⁶³⁾。

フィリピン駐在のジョゼフ・ベスマール (Joseph Bessmer) は捕虜収容所への訪問は許可されなかったが、民間人抑留者の収容所へは訪問を許され、代表者と面会して要望を聞くことができた。また、アメリカ政府からの寄付金や救恤小包を贈ることもできた。アメリカからの救恤小包の交付は2度、すなわち、輸送船2隻分であった。ベスマールは直接、立ち会うことはできなかったが、救恤小包は捕虜へも配布されたらしい⁽⁶⁴⁾。

シンガポール駐在のハンス・シュワイツェル (Hans Schweizer) は憲兵隊に絶えず監視されており、慎重かつ秘密裏に活動しなければならなかった。幸い、オーストラリア赤十字社や現地在住のスイス人、中国人の協力により、また、日本の外交官や軍人の中にシンパを得て、民間人抑留者への救恤小包の寄贈を行った。しかし、捕虜との接触は禁止され、捕虜に関しては、イギリス政府とイギリス赤十字社からの救援金を贈ることができたのみである⁽⁶⁵⁾。

ボルネオ駐在のマテウス・ヴィッシャー (Matthaeus Vischer) 博士については特筆を要する。ヴィッシャーは日本軍に対して陰謀を企てた容疑で1943年5月13日に夫人とともに日本軍によって逮捕され、有罪判決を受けて、12月20日に処刑された⁽⁶⁶⁾。ヴィッシャーが拳銃を所持し、無線で敵に軍事情報を送ろうとしていた等というのが容疑であったが、慎重派であったヴィッシャーに対して、夫人のほうに警戒心が薄く、民間人抑留者収容所に気ままに自転車で乗りついたり、時には、救恤小包を収容所の塀越しに投げ込んだりしていたという。そうした行動が日本軍の目に反抗的と映ったのではないかと指摘されている

⁽⁶³⁾ パラヴィチーニによれば、南方との通信における使用言語は日本語に限られていたので、極東に派遣された ICRC 代表たちが互いに連絡をとりあおうとする場合、使用言語の上からも困難を強いられた (ICRC G8/76III, to ICRC, letter No. 17, Yokohama, January 12th, 1943)。

⁽⁶⁴⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 530. 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』134-137 ページ。

⁽⁶⁵⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 530-531; ICRC G8/76III, Schweizer to Paravicini, via ICRC, Singapore, 10th November 1942. 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』126-134 ページ。終戦後、日本軍人の協力者は憲兵隊員であったことが判明した (Moorehead, *Dunant's Dream*, p. 481)。その軍人であるかどうかは不明であるが、シュワイツェルは捕虜収容所関係者の協力を得て、ジュネーブの ICRC を経由して、ICRC 駐日代表部のペスタロッチに書簡を発している (ICRC G8/76III, ICRC to Pestalozzi, letter No. 36, Geneva, May 17th, 1943)。シュワイツェルが書簡をペスタロッチ宛てにしたのは、パラヴィチーニはすでに死亡したと考えていたためである。

⁽⁶⁶⁾ 1945年9月29日付加藤在スイス公使発吉田外相宛第997号(外務省記録「支那事変 赤十字国際委員代表支那派遣関係(大東亜戦争中を含む)」外務省外交史料館蔵)。大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』74 ページ。Moorehead, *Dunant's Dream*, p. 495.

る⁽⁶⁷⁾。今日、この事件は「ヴィッシャー事件」と称され、第二次世界大戦下で起きた ICRC にとっての最も悲劇的な出来事の一つとされている。また、当時の日本軍の ICRC に対する理解の欠如を象徴的に物語る出来事でもある。

日本軍占領地域には上記のほか、スマトラ、ジャワにも ICRC は派遣代表を送っていたが、いずれも日本の承認を得られず、活動としては民間人抑留者に対する限定的な救恤を実施するくらいがせいぜいであった⁽⁶⁸⁾。

タイ駐在のヴェルナー・ザルツマン (Werner Salzmann) の立場は特殊で、彼は日本からは承認されなかったが、独立を維持していたタイからは承認された。そのため、タイが管理する民間人抑留者に対する救恤事業は満足できる条件で実施でき、タイ赤十字社の協力も得られた。しかし、日本が管理する捕虜収容所には、直接、関与することができなかった。一度、救恤品を捕虜収容所に運び込む際に、どさくさに紛れて収容所内に入ってしまったことがあった。とくにお咎めはなかったようであるが、捕虜に救恤品を直接、手渡すことはできなかった⁽⁶⁹⁾。

太平洋戦争中に連合国軍によって捕えられた日本軍将兵の人数は、開戦後しばらくの間こそ少なかったものの、戦争の進展とともに徐々に増し、終戦前後に急増する。ICRC の記録によると、その人数は、1944 年 10 月の時点で 6,400 人、同年 12 月末の時点で 8,658 人、そして、1945 年 7 月には 1 万 5,949 人を数えた。日本人捕虜はアメリカ 5 カ所、オーストラリア 6 カ所、ニュージーランド 1 カ所、太平洋上の島嶼 4 カ所、中国 5 カ所の収容所に収容されていた⁽⁷⁰⁾。捕虜以外にも多数の民間人抑留者や日系人が収容所、抑留所等に収容されていた。ICRC はこれらの人々に重大な関心を持ち、日本人捕虜等の収容所等を訪問して捕虜等の状況を視察している。例えば、アメリカではリヴィングストン抑留所、ケネディ抑留所、ハワイ抑留所、ミゾラ収容所、クリスタル・シティ抑留所等、カナダではニューデンバー収容所、インドではニューデリー収容所、デリー・アジメール収容所、デオリ抑留所、ニュージーランドではソメス収容所、フェザーストン収容所、オーストラリアではカウラ収容所、中国では重慶抑留所、鎮遠抑留所、宝鷄抑留所、柳家湾抑留所等を訪問している。

ICRC 代表による視察の例を、いくつか具体的に紹介する。1942 年 6 月 5 日のミッドウェー海戦後、カッターで 2 週間あまり漂流したのちに捕えられた航空母艦「飛龍」乗組員

⁽⁶⁷⁾ Moorehead, *Dunant's Dream*, p. 496.

⁽⁶⁸⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 531. 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』144 ページ。

⁽⁶⁹⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 525, 532. 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』121-126 ページ。

⁽⁷⁰⁾ 榎井『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』174 ページ。

の萬代久男機関少尉は、同年9月上旬に ICRC 代表が収容所に現れ、姓名と階級を確認されたと手記の中で述べている⁽⁷¹⁾。1943年2月11日には ICRC 重慶駐在代表が北碚抑留所^{ペイペイ}を訪問して食糧や衛生状態等を重点的に視察し、抑留されている日本人7名の健康状態が良好である旨を報告している⁽⁷²⁾。インドのデオリ抑留所には、ICRC インド駐在代表 M・A・デ・スピンドラー (M.A. de Spindler) が1943年5月11日と12日の両日や終戦時等に訪問している。デ・スピンドラーは1943年5月に訪問した際の視察報告書の中で、食事の面を含めて収容所には問題がないと述べている。また、終戦時の訪問では、戦争が終了したことと近いうちに日本に帰国できることを被収容者に告げている⁽⁷³⁾。なお、ICRC 代表による日本人捕虜・民間人抑留者収容所への訪問は、終戦後も被収容者の引揚げが完了するまで続いた。

ICRC は日本と日本軍占領地域に収容されている捕虜や民間人抑留者への救恤品を輸送するために、日本に向けて赤十字船を派遣することを認めてくれるよう、再三、申請した。しかし、日本側は消極的であった⁽⁷⁴⁾。やむなく ICRC は、当時、唯一、可能な方法であった交換船を使って、赤十字救恤品の輸送を行った。具体的には、1942年と翌1943年の2度、実施された日米交換船によって、救恤小包15万1,781個が輸送された。赤十字救恤品は内地と日本軍占領地域の諸方面に配送された⁽⁷⁵⁾。

一方、日赤は1944年10月、自ら輸送船を仕立てて、当時はまだ中立関係にあったソ連のウラジオストックにすでに輸送済みであった赤十字救恤品をナホトカ港で積載して、翌11月上旬、神戸港へ輸送した。1945年1月にも同じ方法で赤十字救恤品を輸送、青島と上海にも物資を届けて、1月30日に日本へ戻った。日赤が仕立てた輸送船2隻がナホトカから輸送した救恤小包は7万4,364個と言われている⁽⁷⁶⁾。

⁽⁷¹⁾ 同上、174-175 ページ。

⁽⁷²⁾ 外務省在敵国居留民関係事務室鈴木公使「国際赤十字在支那（重慶関）代表ノ北碚抑留所視察報告ニ関スル件」（1944年11月11日付居普通合第859号）（外務省記録「在敵国邦人収容所視察報告在支ノ部 第一巻 重慶抑留所視察報告」外務省外交史料館蔵）。

⁽⁷³⁾ 峰敏朗『インドの酷熱砂漠に日本人収容所があった』（朝日ソノラマ、1995年）、267 ページ。

⁽⁷⁴⁾ 例えば、ICRC G8/76II, Paravicini to ICRC, letter No. 7, Yokohama, 19 October 1942; Paravicini to ICRC, letter No. 11, Yokohama, November 24th, 1942。

⁽⁷⁵⁾ パラヴィチーニが1942年11月11日付で ICRC に送付した文書に、第一次日米交換船で届いた救恤小包の配送先と配送量が記されている。それによると、善通寺470個、大阪・神戸233個、上海1,042個、マニラ2,084個であった。薬品に関しては、島津日赤副社長の要請ですでに大阪へ送った5箱以外の残り104箱は、必要に応じて配布する意向であった（ICRC G8/76II, Paravicini to ICRC, letter No. 10, Yokohama, November 11th, 1942）。

⁽⁷⁶⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 533-534. 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』89-93 ページ。榊井『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』50-60、94-112 ページ。なお、ICRC 全体では、1941年から1945年までの間に輸送船43隻を使用して、383回の輸送を実施した。輸送した救恤品の総重量は47万トンであった（Durand, *History of the International*

このように赤十字救恤品の輸送自体は成功であったように見えるが、その配布に関しては問題が生じていたであろうことが推測される。捕虜個人への配布に関しては、各捕虜収容所の所長が権限を握っており⁽⁷⁷⁾、日赤職員はそれに関与できなかった。捕虜が救恤品を受領したという証明は、各収容所の捕虜代表が署名した領収書のみであった。このため、救恤品が捕虜個人の手確実に渡されるかどうかは捕虜収容所長の良心に委ねられたのが実情である⁽⁷⁸⁾。

この赤十字救恤品輸送にまつわる悲劇的な出来事がある。救恤品を台湾、香港と南方のサイゴン、シンガポール、ジャカルタに送り届け、日本への帰途についていた赤十字船が、1945 年 4 月 1 日、アメリカ海軍の潜水艦に撃沈されたのである。これが有名な『阿波丸』事件⁽⁷⁹⁾である。この事件以降、日赤が救恤品の海上輸送に関わることはなかった。

以上は日本の管理下に置かれていた捕虜や民間人抑留者に向けた救恤品についてであるが、反対に、日本から敵国の管理下に置かれている日本人に向けた救恤品や慰問金の発送を日赤が行っている。日赤も先に述べた日米交換船を利用した。

1942 年の第一次日米交換船の際には、アメリカ、カナダ、中南米で抑留されている日本人に向けた救恤品として日本茶 1 万斤を贈った。また、インドとオーストラリアに抑留されている日本人への慰問金として、日赤からの 1,653 円余りと被抑留者の家族や知人からの慰問金、合わせて 5 万 5,000 スイス・フラン(5 万 4,862 円)を ICRC に託した。9 月 14 日、ICRC から日赤に対して、この 5 万 5,000 スイス・フランのうち、2 万 8,000 フランを在インド民間人抑留者に、残りの 2 万 7,000 フランを在オーストラリア民間人抑留者に配布するという通知があった⁽⁸⁰⁾。1943 年の第二次交換船では、アメリカとカナダで抑留されている日本人に食糧と医薬品を届けた。また、医療費にあてられるべく慰問金 15 万円を中南米に抑留されている日本人に、ICRC を経由して届けた⁽⁸¹⁾。

日赤が ICRC を通じて贈った救恤品や慰問金は、表向きはすべて民間人抑留者宛てであ

Committee of the Red Cross, p. 477)。

⁽⁷⁷⁾ 俘虜取扱細則第三十四条 (俘虜情報局「俘虜ニ関スル諸法規類集」1943 年 11 月調整、1946 年 12 月改正、防衛省防衛研究所図書館蔵)。

⁽⁷⁸⁾ 立川京一「旧軍における捕虜の扱い——太平洋戦争の状況を中心に」『防衛研究所紀要』第 10 巻第 1 号 (2007 年 9 月)、110-111 ページ。

⁽⁷⁹⁾ 榎井『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』148、151 ページ。Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 533-534.

⁽⁸⁰⁾ 榎井『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』51 ページ。

⁽⁸¹⁾ 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』174-175 ページ。日赤はその後も、1944 年に、オーストラリアとインドで抑留されている日本人子弟に教科書類を、ICRC を経由して届けた。1945 年には、17 万円の慰問金を、オーストラリア、インド、カナダに抑留されている日本人に宛てて、同じく ICRC を経由して届けた。さらに、終戦後も、武装解除された日本軍将兵に、内地の国民から寄せられた新聞や、日赤が国内で購入した週刊誌、月刊誌、書籍、聖書等を南方方面に届けた。それらは大いに歓迎された (同上、175 ページ)。

った。それは、日本軍が日本人捕虜の存在を認めていなかったからである。しかし、実際には日本人捕虜は存在していた。ICRC もこの点に関しては疑問を抱いたようで、オーストリア駐在 ICRC 代表から日赤に、「慰問金の分配に関し、日本軍の俘虜についてはどう扱うべきか」という問い合わせがあった。日赤は「当局」に回答内容についての指示を求めたが、明確な指示を得られなかった。そのため、結局、オーストリア駐在 ICRC 代表には、「分配については、……一任する」旨を回答した⁽⁸²⁾。

捕虜・民間人抑留者収容所の訪問と救恤金品の寄贈以外の捕虜救恤事業についても述べておく。交戦国の政府や赤十字社は ICRC や中立国を通じて、自国民の捕虜や民間人抑留者の安否調査、取扱いに対する抗議等を申し入れた。日赤は ICRC 経由で捕虜や民間人抑留者に関する安否調査依頼があるたびに、俘虜情報局に連絡して情報を得て回答するという方法がとられた。日赤が ICRC との間で通信を発受することによって取扱った安否調査の件数は、次のとおりである。

	往信	回答
1942 年	2 万 1,182 件	4,752 件
1943 年	6,178 件	2,669 件
1944 年	3,983 件	6,627 件
1945 年	3 万 9,494 件	6,469 件
1946 年	1 万 9,309 件	2,225 件
1947 年	1,544 件	572 件
合計	9 万 1,689 件	2 万 0,518 件 ⁽⁸³⁾

少なくとも戦争中、日赤から日本人捕虜の安否調査を ICRC 経由で交戦国に依頼することはなかった。日本人捕虜は自らが捕虜となったことを家の恥と考え、家族や知人に知らせたくないと考えていた。また、日赤もそうした事情を汲んで、ICRC を通じて日本人捕虜の名簿や情報が届いても、捕虜の家族に情報を伝えなかったという⁽⁸⁴⁾。

捕虜・民間人抑留者が祖国の家族と連絡をとる手段として、赤十字通信、捕虜郵便、捕虜・抑留者電報等が ICRC と各国赤十字社によって運営された。これらはすべて ICRC 経由で送られた⁽⁸⁵⁾。

⁽⁸²⁾ 島津『人道の旗のもとに』111-112 ページ。

⁽⁸³⁾ 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』176 ページ。

⁽⁸⁴⁾ 同上、39 ページ。

⁽⁸⁵⁾ 榎井『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』182-192 ページ。

日赤が 1942 年 10 月 12 日から開始した赤十字通信は、字数はカナ 50 字以内、内容も個人と家族の消息や照会、その回答等に限られた⁽⁸⁶⁾。日赤が取扱った赤十字通信の件数は、次のとおりである。

	往信	回答
1942 年	3,839 件	—
1943 年	4 万 5,551 件	2 万 0,601 件
1944 年	2 万 0,684 件	2 万 6,879 件
1945 年	1 万 0,753 件	2 万 1,096 件
1946 年	7,951 件	1 万 2,344 件
1947 年	4,484 件	3,961 件
合計	9 万 3,262 件	8 万 4,881 件 ⁽⁸⁷⁾

捕虜郵便は届くまでに 1 年はかかったと言われている⁽⁸⁸⁾。検閲に時間を要したというのが遅れの大きな原因である。太平洋戦争時の連合軍捕虜は国籍が多様で、英語を母国語とする者が多数を占めていたとはいえ、オランダ語やフランス語等を母国語とする者もいたように使用言語は複数であった。さらに、その人数は正式に捕虜として管理した者は 10 万人を超えており、内地の捕虜収容所に収容されていた捕虜だけでも 3 万人以上であった。捕虜が発受する通信も膨大な数にのぼった。そうしたこともあって、1944 年末に日本側から捕虜一人あたりの年間発信数を 1 通にしたいという提案があり、翌年 1 月から、そのようになった⁽⁸⁹⁾。日赤の受信取扱い件数は、捕虜宛受信 11 万 9,158 通、抑留者宛受信 1 万 5,696 通であった⁽⁹⁰⁾。これらのほかに、捕虜・抑留者電報を 2,493 通（受信 2,199 通、返信 294 通）、取扱っている⁽⁹¹⁾。

⁽⁸⁶⁾ パラヴィチーニはこの赤十字通信の要領について、外国人には難しいシステムであると ICRC に報告している (ICRC G8/76II, Paravicini to ICRC, letter No. 7, Yokohama, 19 October 1942)。

⁽⁸⁷⁾ 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』176 ページ。ICRC が取扱った赤十字通信の総数は約 2,400 万通 (井上『戦争と救済の文明史』219-220 ページ)。

⁽⁸⁸⁾ Moorehead, *Dunant's Dream*, p. 429.

⁽⁸⁹⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 428.

⁽⁹⁰⁾ 榊井『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』194-195 ページ。発信件数は不明。ICRC が取扱った捕虜とその家族の間で交わされた信書の総数は約 1,400 万通 (井上『戦争と救済の文明史』219 ページ)。

⁽⁹¹⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第 5 巻、218-219 ページ。榊井『太平洋戦争中の国際人道活動の記録』195 ページ。

ウ その他の戦時救護

日赤は日中戦争の際にすでに多数の救護班を編成、派遣していた。太平洋戦争が始まると、その傾向に拍車がかかった。1942 年から 1945 年までの日赤救護班の編成・派遣数、派遣された救護員の人数は次のとおりである。

	救護班数	救護員数
1942 年	62 班	1,446 人
1943 年	144 班	3,151 人
1944 年	220 班	4,639 人
1945 年	198 班	4,172 人
合計	624 班	1 万 3,408 人 ⁽⁹²⁾

派遣先別の内訳は次のとおりである。

	病院船	内地陸海軍病院	外地陸海軍病院 ⁽⁹³⁾
1942 年		26 班 (588 人)	36 班 (858 人)
1943 年	1 班 (21 人)	60 班 (1,315 人)	93 班 (1,815 人)
1944 年		163 班 (3,399 人)	57 班 (1,240 人)
1945 年		160 班 (3,351 人)	38 班 (821 人)
合計	1 班 (21 人)	409 班 (8,653 人)	224 班 (4,734 人) ⁽⁹⁴⁾

日中戦争発生から太平洋戦争終結までの間に日赤が編成、派遣した救護班の総数は、960 個、派遣した救護員の総数は 3 万 3,156 人にのぼった⁽⁹⁵⁾。救護班 960 個のうち、終戦後も帰還しなかったり、任務を解かれなかったりした救護班が 347 個ある。救護班員として派遣された者のうち殉職者は、1945 年末の時点で判明していた者だけでも 807 人である⁽⁹⁶⁾。

日中戦争時同様、太平洋戦争中に日赤病院 32 個が軍の要請で、戦傷病者を収容する陸海軍病院となった。取扱った患者は、陸軍のべ 6,375 万 5,002 人、海軍のべ 3,066 万 1,177 人、

⁽⁹²⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第 5 巻、147 ページ。

⁽⁹³⁾ ここで言う外地とは、満州、華北、華中、華南、南方、台湾、朝鮮である。

⁽⁹⁴⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史続稿』第 5 巻、147 ページ。

⁽⁹⁵⁾ 同上、203 ページ。救護員の内訳は、医師 324 人、薬剤師 55 人、書記 593 人、看護婦長 1,888 人、看護婦 2 万 9,562 人、使丁 734 人。

⁽⁹⁶⁾ 同上、203 ページ。通常の病院勤務者で殉職した者は 28 人。

合計のべ 9,441 万 6,179 人であった⁽⁹⁷⁾。

なお、終戦直前の 1945 年 8 月 6 日に広島、次いで 9 日に長崎に原爆が投下された。日赤はその被害者の救護にもあたった。特に、広島では、当時、陸軍病院に指定されていた広島赤十字病院が奇跡的に建物の損壊を免れ、爆心地付近におけるほぼ唯一の救護機関として被爆者を治療した⁽⁹⁸⁾。

エ 問題点・教訓等

捕虜の救恤に関しては、日赤、ICRC ともに満足のいく事業を行えなかった。その主な理由としては、

- ①日本において、第一次世界大戦・シベリア出兵の時代までとは捕虜観が大きく変化していたこと
- ②赤十字の活動に対する日本軍の理解が不足していたこと
- ③日本軍に傷病者が多数、発生したため、陸海軍からの命令や要請によって、日赤は本旨である陸海軍の衛生勤務補助に精力の大半を傾ける形になったこと、裏を返せば、捕虜救恤事業は明らかに二義的になったこと
- ④捕虜収容所の所在地が広い範囲に分散し、かつ、海によって隔てられていたこと等によって、交通・輸送手段が限られたこと
- ⑤捕虜の入院・死亡による人数の変化や捕虜収容所の開設・閉鎖・移動等によって、捕虜の人数や捕虜収容所の数と所在地等に関する正確な情報の入手が困難であったこと

等を挙げることができよう。

少なくとも第一次世界大戦・シベリア出兵の時代までは、日本は国際社会におけるそのイメージを良くするための一手段として、捕虜を厚遇した。しかし、第一次世界大戦後、日本は国際連盟の常任理事国になる等、国際社会の一員としてのみならず、大国として認められるようになったため、国際的なイメージ向上に努める必要性が減じた。そのため、国際法を軽視する等といった風潮が生まれ、そうしたムードの中で太平洋戦争を迎えた。

また、「生きて虜囚の辱を受けず」という 1941 年 1 月 8 日に東條英機陸相の名前で発布された「戦陣訓」の有名なくだりに見られるように、日本軍、とくに陸軍においては、捕虜になることは本人にとっても家にとっても恥であり、捕虜になるよりは死を選ぶよう將

⁽⁹⁷⁾ 同上、214 ページ。

⁽⁹⁸⁾ 2008 年 6 月 29 日に防衛研究所で実施した戦争史研究会「原爆投下と赤十字の初期救護」における小菅信子・山梨学院大学教授と河合利修・日本赤十字豊田看護大学講師の報告。

兵を教育した。そうした捕虜をさげすむ感情は当時の日本の社会通念にもなっており、連合軍捕虜を処遇する際にも、それが影響した。1943年以降、戦況が日本にとって不利な方向に傾き、また、内地で食糧や物資が不足してくると、捕虜に対して救恤を行うことが自利行為と受けとられる傾向が一段と強くなった。

そこには日本軍の赤十字活動に対する理解不足も影響した。国際条約で認められている捕虜の救恤活動はいかなる条件のもとでも可能な限り尊重されなければならなかったはずであるが⁽⁹⁹⁾、日本の兵隊や一般の国民が苦勞している時に捕虜を厚遇するわけにはいかないという論理の方が優ってしまった。また、外国人（スイス人）である ICRC 代表は敵のスパイと疑われた。先に述べたように、日本の内・外地、日本軍占領地域では、ICRC 代表は皆、程度の差こそあれ、捕虜の救恤活動を制限されたり、通信を検閲されたり、憲兵隊に監視されたりした。「ヴィッシャー事件」は日本軍の赤十字無理解を原因の一つとする象徴的な出来事であった。この点に関しては、ICRC だけでなく、日赤も不信の目で見られており、日赤職員は捕虜収容所関係者から迷惑がられていた⁽¹⁰⁰⁾。島津は、戦後、日赤はなぜ ICRC 代表の捕虜収容所訪問にもっと積極的に協力してくれなかったのかと問われた際、「もしそうしたら自分は斬首されていたであろう」と答えたという⁽¹⁰¹⁾。

そうした中でも、日赤は可能な限り、捕虜の救恤を実施しようとしたし、ICRC 代表への協力も惜しまなかった。しかし、すでに再三にわたって述べているように、日赤の戦時事業には例外なく陸海両相、もしくは、どちらか一方の認可や命令が必要であり、日赤には当局が認めない事業を独自に進める自由はなかったのである。第1節で述べたように、ハーグ陸戦規則第十五条によれば、「俘虜救恤協会」が人道的事業を遂行し得るのは、「軍事上ノ必要及行政上ノ規則ニ依リテ定メラレタル範囲内ニ於テ」である。日赤の「俘虜救恤委員部規則」も、このハーグ陸戦規則第十五条の内容に基づいている。そして、皮肉にも、それは1863年の赤十字規約の精神であった。こうしたメカニズムが日赤の捕虜救恤活動を制限することになった。そのため、日本の内・外地や日本軍占領地域における捕虜の救恤は、地域によって差があったものの、全体として満足のものとはならなかったのである。また、日赤が連合軍の捕虜になった日本軍将兵に対する救恤を実施し得なかつ

⁽⁹⁹⁾ 日本はハーグ陸戦条約は調印・批准したが、ジュネーブ捕虜待遇条約は調印したが、批准していなかった。太平洋戦争開戦後、交戦国からジュネーブ捕虜待遇条約を適用する意思があるのかどうかを問われた日本は、それを「準用」と回答した。茶園義男編著『大東亜戦争俘虜関係外交文書集成』第1巻（不二出版、1993年）、86-151ページ。

⁽¹⁰⁰⁾ 例えば、ブッシュ『おかわいそうに』231ページ。パラヴィチーニはこうした日本側の赤十字活動への無理解について、ICRC に伝えている（ICRC G8/76II, Paravicini à ICRC, No. 19, Yokohama, 16 septembre 1942）。

⁽¹⁰¹⁾ Moorehead, *Dunant's Dream*, p. 494.

たのも、同じ理由による。

ICRC では、第二次世界大戦中の極東における活動は「半ば失敗であった」と考えられている。その原因として、「極東での戦争は『大洋』を戦場とした戦い」であったことや、「ICRC の活動領域がいくつかの地域に分散してしまい、それぞれの地域間での相互連絡はもとよりジュネーブとの連絡すらほとんど保たれなかった」こと等が挙げられている⁽¹⁰²⁾。つまり、大洋に隔てられていたため、救恤品を輸送するのが困難であったということと、ICRC 本部と代表の間、あるいは代表同士の間で十分な連絡がとれなかったために、体系的で効果的な救恤活動をなし得なかったということである。日本軍が管理する捕虜収容所は日本の内地、朝鮮、台湾、満州、中国、南方と広範な地域に散在していた。それらに救恤品を送り届けるには、当時としては船舶で輸送するのが最も適当な手段であったが、日本は ICRC や外国の赤十字社が仕立てる赤十字船の寄港を容認しなかった。わずかに、日本が認めたのは、2 回の日米交換船による輸送と日赤が仕立てた赤十字船によるもののみであった。さらに、赤十字船であるからといって航行の安全が保障されていなかったという現実的な問題が、「『阿波丸』事件」によって証明された。

捕虜の人数、捕虜収容所の数と所在地が正確にわからないという問題も、効果的な捕虜の救恤を困難にした。日本側が意図的に ICRC やその代表に情報を伝えなかった場合があることは事実である。とくに、日本軍占領地域において日本が承認していなかった ICRC 代表のケースがそうである。しかし、俘虜情報局自体がリアル・タイムで正確な捕虜情報を把握していたかという点、そのようなことは決してない。遠方の激戦地から正確な捕虜情報を瞬時に中央に伝える等ということは、ただでさえ困難であったうえに、日本軍にとって優先順位の高くない任務であった。また、俘虜情報局が人手不足で、情報処理に手間取ったという問題もあって⁽¹⁰³⁾、ICRC 側に正確な捕虜情報が適時に伝わらなかったのである。

日赤は捕虜の救恤以外に、陸海軍の衛生勤務を幫助するために、624 個の救護班を編成して、東アジアから東南アジアにかけての広範な地域に 1 万 3,408 人の救護員を派遣した。救護班の編成・派遣規模は、日中戦争時の倍近くに及んだ。先に述べたように、日中戦争時の救護班の編成・派遣は日赤の能力とほぼ等しかった。したがって、太平洋戦争時に日中戦争時の倍近い数の救護班を編成して派遣したということは、実際、日赤の能力を超えていたはずである。しかし、日赤はそれを実行した。なぜならば、日赤は陸海軍からの救護班（員）派遣の命令や要請に、絶対に応えなければならなかったからである。日赤に抗

⁽¹⁰²⁾ 大川編訳『欧米人捕虜と赤十字活動』38 ページ。

⁽¹⁰³⁾ 立川「旧軍における捕虜の取扱い」129 ページ。

命は許されなかったのである。やむを得ず、日赤は看護婦を急速養成したり、医員や書記が所属しない看護婦のみの救護班を編成したりして、軍の期待に応えようと努力した。当然のことながら、看護婦の全体的なレベルは低下した。

太平洋戦争ではかつてないほど多くの救護班を戦地に派遣した。したがって、戦地に派遣された救護班が戦火に見舞われる事態が増加した。派遣先によって危険度は異なるが、中には、ビルマのような激戦地に派遣された救護班もあった。そのため多数の殉職者が出ている。また、終戦時の混乱で帰国の道を閉ざされたり、連合国側に徴用・留用されたりした救護員も数多くいたと言われている。内地においても、空襲や原爆の被害にあった者が少なくない。

なお、太平洋戦争時においても、中国紅十字会とは別に、「在漢口支那中央赤十字国際委員会」「上海国際赤十字」といった独自に赤十字を名乗る組織が中国に存在した。ICRC はこれらの組織が ICRC と関係ない旨を日本政府に伝えている⁽¹⁰⁴⁾。

(9) 太平洋戦争（大東亜戦争）後の引揚げ（1945～1961年）

太平洋戦争終戦時、日本の管理下に、連合国軍捕虜が 11 万 1,902 人（内地に 3 万 4,152 人、外地〔朝鮮、台湾〕、満州、日本軍占領地域に 7 万 7,750 人）⁽¹⁰⁵⁾、民間人抑留者が 9,055 人（内地に 640 人、朝鮮と日本軍占領地域に 8,615 人）いた⁽¹⁰⁶⁾。一方、連合国の管理下には、捕虜となった日本軍将兵⁽¹⁰⁷⁾、民間人抑留者、その他の居留民が、あわせて約 662 万人いた⁽¹⁰⁸⁾。こうした人々の引揚げ（送還）に ICRC と日赤等各国赤十字社が関与している。

ア 連合国軍捕虜等の引揚げ

終戦後、日本を含む極東に派遣されていた ICRC 代表が着手した活動は、連合国軍捕虜と民間人抑留者の人数と健康状態、捕虜収容所と民間人抑留者収容所の数と所在地の把握、つまり、捕虜と民間人抑留者の正確な名簿作りであった。そのため、ICRC 代表は内地と外地、日本軍占領地域の捕虜収容所・民間人抑留者収容所を訪問して状況を調査した。内

⁽¹⁰⁴⁾ 「赤十字国際委員会代表『パラヴィチニ』宛八月五日付電報訳文」（外務省記録「支那事変 赤十字国際委員代表支那派遣関係」）。

⁽¹⁰⁵⁾ 茶園義男編・解説『大日本帝国外地俘虜収容所』（BC 級戦犯関係資料集成⑦）（不二出版、1987 年）、23-24 ページ。外地（朝鮮、台湾）と日本軍占領地域で終戦後に連合国側に引渡された捕虜の人数を 9 万 323 人とする資料もある（同上、40 ページ）。

⁽¹⁰⁶⁾ 茶園義男編・解説『大日本帝国内地俘虜収容所』（BC 級戦犯関係資料集成⑥）（不二出版、1986 年）、45 ページ。1945 年 6 月 30 日の時点での統計。

⁽¹⁰⁷⁾ 終戦によって捕虜となった日本軍将兵は、終戦前にすでに捕虜となっていた者（POW: prisoner-of-war）と区別して、「降伏敵国人」（SEP: surrendered enemy personnel）と称された。Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 633.

⁽¹⁰⁸⁾ 島津『人道の旗のもとに』119 ページ。

地に関しては、首席代表のジュノー以下 ICRC 駐日代表数名が担当地域を決めて、手分けして活動した。日本軍占領地域に派遣されていた ICRC 代表で、戦争中、日本から承認されなかった者も正式に ICRC 代表と認められて活動した。日本の俘虜情報局と日赤も ICRC に協力した⁽¹⁰⁹⁾。

先に述べたように、ICRC 側に正確な情報が伝わっていなかったため、終戦後の活動によって、新たに捕虜や捕虜収容所の存在が明らかになることもあった⁽¹¹⁰⁾。ICRC 代表は収容所の所在地を確認し、状況を把握すると、連合国軍の司令部に通報して、食糧や医薬品等の物資の配布を要請した(多くの場合、配布はパラシュート投下によった)。同時に、ICRC 代表は連合国軍側と捕虜の引渡しに関する調整を行った。連合国軍への捕虜引渡しの実施によって、ICRC 代表はお役御免となった⁽¹¹¹⁾。

また、こうした終戦直後の ICRC 代表の活動の過程で、西日本を担当した ICRC 駐日代表の一人が広島における原爆の惨状を発見し、ジュノーへ 10 万人分の救援を要請する電報を打った(1945 年 9 月 2 日)。ジュノーは急遽、ダグラス・マッカーサー(Douglas MacArthur)連合国軍最高司令官と交渉し、大量の医薬品を受領して現地へ送る等の緊急支援を実施した。ジュノー自身も 8 日、広島に入って状況視察、医薬品配布の監督、不足している医薬品の調達、医師としての救護活動の支援を行った⁽¹¹²⁾。

イ 日本人捕虜等の引揚げ

(ア) 前期集団引揚げから後期集団引揚げへ

先に述べたように、終戦時、日本の内地以外の極東地域には、戦前からの居留民、戦争中に派遣された軍人・軍属等あわせて約 662 万人の日本人が在留していた。ポツダム宣言第九条は、「日本国軍隊は完全に武装を解除させられた後、各自の家庭に復帰し、平和的かつ生産的な生活を営むの機会を得しめられるべし」と規定していた。

1946 年 3 月 16 日、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)は日本政府に対して、「引揚げに関する基本指令」を発した。その第四条は、引揚げの要領、日本政府と外国政府や関

⁽¹⁰⁹⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, pp. 631-632. ジュノー『ドクター・ジュノーの戦い』255 ページ。

⁽¹¹⁰⁾ 例えば、日本軍が正式の捕虜と認めていなかった航空機搭乗員や海軍が管理していた大船捕虜収容所等(ICRC BG3/51[2], M1770 “Compte-rendu de l'exposé de Monsieur M. Junod sur sa mission au Japon” (21 mai 1946); ICRC BG3/51[2], ICRC, Far East Section, “Ofuna Camp,” August 5, 1947; Moorehead, *Dunant's Dream*, pp. 492-493. ジュノー『ドクター・ジュノーの戦い』255 ページ)。

⁽¹¹¹⁾ Durand, *History of the International Committee of the Red Cross*, p. 632.

⁽¹¹²⁾ 2008 年 6 月 29 日に防衛研究所で実施した戦争史研究会「原爆投下と赤十字の初期救護」における河合利修・日本赤十字豊田看護大学講師の報告。医薬品の量に関しては、12 万トン説と 15 万トン説がある(大川四郎編「Marcel Junod: un troisième combattant」愛知大学法学部『法経論集』第 166 号、2004 年 12 月、123 ページ)。

係機関との協力等に言及している。

四、日本政府は、米第八軍司令官の監督の下に、本覚書付属に含まれる指令を実行すべし。

本覚書

付属第一「旧日本軍占領地の日本人引揚げ及び日本よりの非日本人引揚げに関する一般方針」

一、日本国民 日本海軍艦艇及商船は最大限に利用すべし。

四、日本政府は、引揚げに使用せらるる日本船に實際上可能なる最大限に運航、配船糧食積込及び補給をなすべし。

緊急の場合、燃料・食糧・医療品及修繕材料は当該船舶の船長の署名ある受領証により米国陸海軍又は外国港にては外国政府より獲得せらるべし。

五、日本陸海軍人の移動に第一優先を、民間人の移動に第二優先を付与すべし……。

六、日本人引揚げ計画による日本へ又は日本よりの、引揚げ人員及び特定の場合連合軍最高司令官に依り許可せらる可き人員に限り、引揚げ船にて輸送せらるべし……。

付属第二「引揚げ者受入に関する日本内地受入事務所の件」

一、引揚げ事務の責任者として日本政府より指定されたる厚生省は、

a 給与、税関、運輸、検診、検疫、復員に関し、日本政府の関係機関と協力し且第八軍司令部と連絡する為、単一なる中央機関を設立すべし……⁽¹¹³⁾。

この指令に基づいて、500 万人を超える在外日本人が、日本政府と関係各国の協力によって内地に引揚げた。前期集団引揚げと称される 1948 年までの引揚げ事業は政府が主体となって行った事業で、日赤は救護班を編成して、国立病院、検疫所、引揚げ船等へ派遣したり、赤十字奉仕団が駅頭で救護に協力したりした⁽¹¹⁴⁾。

前期集団引揚げが終了した時点で、なおも海外に残留する日本人は、ソ連には戦犯関係者に指定された者、樺太には先祖代々の地を捨てがたい者や外国人と結婚した婦人等、中国（中華人民共和国）と北朝鮮には現地で留用された者、戦犯関係者、外国人の家庭に入った婦人等、北ベトナムには独立運動勢力に加わった軍人・軍属等であった。

1952 年 4 月 28 日、サンフランシスコ平和条約が発効すると同時に、「引揚げに関する基本指令」は失効した。以後、引揚げは日本の自主事業となり、GHQ、アメリカ陸海軍とい

⁽¹¹³⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』（ぎょうせい、1978 年）、525-526 ページ。

⁽¹¹⁴⁾ 佐藤信一『赤十字百年』（朝日出版社、1963 年）、131 ページ。1945 年 12 月から 1950 年 9 月までの間に、日赤が編成、派遣した救護班の派遣先と数は、国立病院 81 個、検疫所 80 個、引揚げ船 21 個、引揚げ地方援護局 9 個、総計 191 個で、総人員は 4,066 人であった。

った連合軍の関与はなくなった。なお、それに先立ち、日本政府は 3 月 18 日の閣議において、「海外邦人の引揚げに関する件」を決定し、それまでの例にならって、引揚者の「輸送、受入援護等の取扱について」の要領を定めている⁽¹¹⁵⁾。

先に述べたように、残留者はソ連、中国、北朝鮮、北ベトナムといった共産圏にいた。それらの諸国と日本は国交がなかったため、直接、外交ルートによってこの問題に対処することはできなかった。したがって、本件を人道上の問題として、ICRC の仲介により、残留者が在留する国（以下、相手国）の赤十字社と日赤との協定によって実施することとなった⁽¹¹⁶⁾。

ICRC は日本人の引揚げのみでなく、ドイツ人やイタリア人の未帰還者の問題にも重大な関心を持っており、1952 年 7 月から 8 月にかけて開催された第 18 回赤十字国際会議において、捕虜・抑留者はすべて解放すべしとの「決議第 20 号」を採択した。同決議は、第二次世界大戦とそれに続く諸事件の結果、多数の成人と児童が、依然として、その家郷に帰ることを妨げられているという状況に鑑み、各国赤十字社がこれらの人々の解放をできるだけ容易にし、また、その安否に関する情報を求め、救恤品を送ることをも容易にするために、それぞれの国の政府に対して、仲介者としての本来の役割を果たすことを勧告している。また、赤十字国際会議が赤十字事業の本来の目的であり、かつ、その存在理由でもある相互援助の人的任務を行うために必要な接触の機会を提供するようにとの希望も表明している⁽¹¹⁷⁾。

1955 年 4 月 30 日、日本の衆議院は、相当数の日本人が依然として国外に残留していることを確信し、「最後の一人に至るまで、その引揚げが速やかに実行されることを連合国に懇請するとともに、未帰還同胞に関する調査の徹底、留守家族、遺族の援護は万遺憾なきを期せねばならない」という主旨の「在外抑留同胞引揚げ促進に関する決議」を採択した⁽¹¹⁸⁾。こうした動きを背景として、日本政府、ICRC、日赤、相手国政府とその赤十字社の間で交渉が行われた結果、日赤と相手国赤十字社の間で各種協定が結ばれた。このようにして、後期集団引揚げは、関係両国の赤十字社を主体として行われることとなった。なお、後期集団引揚げにおいては、ソ連とは 1956 年に国交が回復するまでの第 1 次から第 10 次まで、中国との国交回復は引揚げ終了後の 1972 年であったので、第 1 次から第 21 次までのすべての引揚げが、この形式で行われている。また、少人数ではあったが、北朝鮮と北ベトナムからの引揚げにおいても、赤十字社が主体となって後期集団引揚げが実施された。

⁽¹¹⁵⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』550-551 ページ。

⁽¹¹⁶⁾ 同上、103 ページ。

⁽¹¹⁷⁾ 「日本の赤十字」刊行委員会編『日本の赤十字』（日本赤十字社、1955 年）、150 ページ。

⁽¹¹⁸⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』549 ページ。

日赤は日本側の基本的な姿勢や帰国者の受け入れ体制を整えるため、また、関係国の赤十字社との交渉の状況を報告したり、日本政府の意向を確認したりするために、外務省、厚生省引揚援護局（後に援護局）、運輸省との打ち合わせや連絡を、随時、行った。一方、費用と帰還輸送船は政府が手配した⁽¹¹⁹⁾。さらに、帰国後の引揚者に対する帰郷旅費、帰還手当、住宅建設援助等の処置が、政府によってなされた⁽¹²⁰⁾。

ICRC と赤十字・赤新月社連盟は日赤と相手国の赤十字社との直接交渉が始まるまでの文書交換の仲介を行ったり、日本側の要望に応じて、共産圏の赤十字社に対して日本人の帰国に協力するよう要請したりしている⁽¹²¹⁾。こうして、後期集団引揚げは ICRC、赤十字・赤新月社連盟、日赤、国連等の働きかけのほか、政府間の交渉、政権交代、国交正常化をにらんだ関係国間の動き、民間団体の活動等さまざまな要素を背景に実施された。

(イ) 引揚げに関する組織

1945 年 10 月 18 日、GHQ の指令により、厚生省が引揚げに関する中央責任官庁とされ、同省健民局保護課が海外同胞の受け入れを、福利課が在日外国人の送還を担当した。翌 1946 年に両課が統合されて、厚生省の外局として引揚援護局が設置された。軍人・軍属の復員業務は陸海軍省の後身の第一復員省と第二復員省が担当していたが、両省も同年に統合されて復員庁となった。次いで、1948 年 5 月には、引揚援護局と復員庁が統合されて引揚援護庁となり、業務が一元化された。さらに、引揚援護庁は 1954 年に厚生省の内局の引揚援護局となり、1961 年には援護局と名称を改めた⁽¹²²⁾。

後期集団引揚げの受け入れ港は舞鶴港で、受け入れ業務は援護局下の舞鶴地方引揚援護局が担当した。また、舞鶴海上保安部、海上自衛隊舞鶴警防隊の舟艇が揚陸に協力した⁽¹²³⁾。

日赤においては外事部が引揚げの担当部署であったが、各国赤十字社との交渉にあたる代表団には、社長、副社長、外事部長がその団長となった。また、引揚げの際には、日赤から部長、課長等が団長として引揚船に同乗したほか、支部職員、医師、看護婦数名等が随行して、医療面を中心に活動した。

ウ 日本人捕虜等の各地区からの後期集団引揚げ

⁽¹¹⁹⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第 6 巻（日本赤十字社、1972 年）、257、296 ページ。

⁽¹²⁰⁾ 厚生省『続々・引揚援護の記録』（クレス出版、2000 年）、81-83、112-113 ページ

⁽¹²¹⁾ こうした ICRC 等からの要請に対して、当初、共産圏の赤十字社は、問題は解決済みといった対応を示した。

⁽¹²²⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』19-20 ページ。

⁽¹²³⁾ 厚生省『続々・引揚援護の記録』81 ページ。

(ア) 中国地区からの引揚げ

1948 年 8 月に中国からの前期集団引揚げが終了した時点で、なおも中国に残留していた日本人は、国民党政府軍や共産党軍に留用されていた者、戦犯関係者、中国人の妻になった日本婦人や孤児等で中国人の家庭にあった者等である⁽¹²⁴⁾。終戦後、相次いで満州に進駐した国府軍と中共軍は、ともにその戦力の強化を図るために、戦闘、後方勤務、技術等の要員として多数の日本人を留用した。1945 年 11 月から満州中南部において、国府軍と中共軍の間で激しい戦闘が繰り返されたが、1948 年 11 月に至り、中共軍が満州を完全にその手中に収め、翌 1949 年 10 月には、中華人民共和国が樹立された。国府軍に留用されていた日本人は国府軍の敗退に伴い、その大部分は、逐次、留用を解除されて帰国したが、中共軍に留用されていた者は新政権樹立後も引続き留用された。当時、その人数は家族を含めて 3 万 5,000 人は下らないと推定されていた。また、ソ連は、抑留した日本人のうち、中国関係の戦犯容疑者 969 人を、1950 年 7 月、中国側に引渡した⁽¹²⁵⁾。これらの者は、元日本陸軍支那派遣軍の将兵のうち、中共軍（八路軍）との戦闘の責任者、関東軍の憲兵、満州国の高官、警察官等であった⁽¹²⁶⁾。

1948 年 8 月に中国からの前期集団引揚げが打ち切られてから 4 年が経過した 1952 年 12 月 1 日、北京放送は突然、日本人の帰国について日本側に呼びかけた。その内容は次のようなものであった。中国には約 3 万人の日本人がおり、帰国を希望する日本人に対して北京政府は帰国を援助してきたが、船便欠乏のため帰国が中断された。しかし、船の問題が解決されるならば中国政府と人民は帰国希望者を援助するし、船の問題と日本人の帰国の問題について日本側の適当な機関、または人民団体が代表を派遣して中国紅十字会と具体的な話し合いを行って解決することができるというのである。

日赤は直ちに代表団の編成や引揚げに関する具体的な問題について協議した。12 月 22 日、中国紅十字会から、日赤、日中友好協会、日本平和連絡会（以下、引揚げ三団体）に対し、共同代表団を組織して北京に派遣するよう連絡が入った。これを受けて日本側は、日赤の島津社長、工藤忠夫外事部長、日中友好協会の内山完造理事、加島敏雄常務理事、日本平和連絡会の畑中政春事務局長、平野義太郎委員、参議院議員の高良とみの 7 人で代表団を編成し、北京に派遣した⁽¹²⁷⁾。なお、引揚げ三団体においては日赤が中心的な役割を担い、島津社長が代表団長となったほか、連絡事務局が日赤内に設けられた⁽¹²⁸⁾。外務省か

⁽¹²⁴⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』109 ページ。

⁽¹²⁵⁾ 同上、109 ページ。

⁽¹²⁶⁾ 同上、109 ページ。

⁽¹²⁷⁾ 同上、109-110 ページ。

⁽¹²⁸⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第 6 巻、256 ページ。

らは翌 1953 年 1 月 26 日と 27 日の両日、日赤に対して、中国紅十字会との交渉開始にあたっては残留者、戦犯関係者、死亡者に関する情報の提供を行うこと、なるべく多く、かつ、速やかに彼らを帰還せしめること等の要望がなされている⁽¹²⁹⁾。

会談が数回にわたって重ねられたのち、3 月 5 日、「日本人居留民帰国問題に関する共同コミュニケ」（「北京協定」）が調印された。その主な内容は次のとおりである。

- 一、中国側は、天津、秦皇島、上海、三港を帰国希望の日本居留民集結及び乗船地点とすることに確定した。
- 二、帰国希望日本居留民第一次班が集結を終り、乗船開始をする時期は一九五三年三月十五日から二十日とする……。
- 三、帰国希望日本居留民第一次班の集結人数は四千名乃至五千名とする。
- 五、第一次班出発後帰国日本居留民各班の人数乗船期日及び関係船舶の中国における到着港及び到着期日等は、中国紅十字会が日本赤十字社、日本平和連絡会、日中友好協会三団体の連絡事務局あて電報で通知する。
- 九、帰国希望日本居留民のため、中国紅十字会は帰国希望日本居留民が、その居住地を出発した日から乗船の時期までの食事、宿泊、旅費及び五十キロ未満の携帯品の運賃を負担する⁽¹³⁰⁾。

「北京協定」に基づく引揚げは、1953 年 3 月から開始され、同年 10 月の第 7 次引揚げまでに、2 万 6,051 人が帰国した。これらの引揚者は終戦後に中国の軍、政府機関等に留用されていた者とその家族が主であったが、その中に旧陸軍軍人 5,154 人、旧海軍軍人 26 人が含まれていた⁽¹³¹⁾。

11 月 12 日、中国紅十字会は引揚げ三団体に対して、日本人居留民の集団引揚げの打切りを通告してきた。中国からの引揚げは、依然として約 4,000 人の日本人が残留したままの状態、再び中断することになった。また、その約 4,000 人の中には、以前は安東、旅順、大連に居留していて、その後、中国の他の地区に移動していた日本人もいた。彼らは留守宅等に帰国の船を待っている旨の連絡を入れていた。そうした状況であったにもかかわらず、中国側が集団引揚げを打切ったことは、さまざまな憶測を呼んだ。消息を明らかにし、帰国希望者の引揚げを促進し、生存残留者と留守家族の通信を容易にし、戦犯関係

⁽¹²⁹⁾ 同上、257 ページ。

⁽¹³⁰⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』551 ページ。

⁽¹³¹⁾ 同上、115 ページ。

者の取扱い等の問題を解決するためには、中国紅十字会の協力が切望された⁽¹³²⁾。

1954 年 3 月、日赤通常代議員会において、中国紅十字会代表の招待が決議された。同年 5 月には国会においても同様の決議がなされ、8 月、日赤から中国紅十字会会長に訪日の招請状が発せられた。ほどなく、19 日に中国紅十字会から引揚げ三団体事務局に、「……417 人の各種の罪を犯した日本軍人は、中国人民政府、人民政府革命軍事委員会、総政治部人民解放軍の寛大な政策によって赦免された。外にも個別引揚げを申請している日本人がある」との電報が届いた⁽¹³³⁾。これに基づき、9 月 27 日、第 8 次引揚げとして 520 人（旧陸軍軍人 8 人を含む）が帰国した⁽¹³⁴⁾。

一方、中国紅十字会訪日代表団は同会会長の李徳全を団長として 10 月 30 日に来日、翌 31 日、李会長は「日本侵華戦争罪犯名冊」（1,068 人記載）と「日本侵華戦争罪犯死亡名冊」（40 人記載）を島津日赤社長に手渡した。訪日代表団は東京と大阪で留守家族と会い、11 月 3 日には訪日代表団と引揚げ三団体代表との間で、在中日本人の総数は約 8,000 人で、そのうち帰国を希望しない女性は約 4,700 人、同男性は女性の約 5 分の 1、帰国を希望する者は男、女、子供あわせて約 2,000 人以内であること、中国において中国人と日本人との間に生まれた子供は、16 歳に達するまでは中国人として取扱われ、16 歳になれば本人の意志によって国籍を選ばせ、帰国を希望すれば帰国させること等を示した「帰国問題に関する懇談の覚書」が確認された⁽¹³⁵⁾。この覚書に基づき、第 9 次引揚げが 1954 年 11 月、第 10 次引揚げが翌 1955 年 2 月、第 11 次引揚げが 3 月に行われ、2,292 人（旧陸軍軍人 231 人、旧海軍軍人 1 人を含む）が帰国した⁽¹³⁶⁾。

1955 年 7 月 1 日、重光外相は閣議において、「日中両国公館の間に中国引揚げについて直接交渉をはじめたい」と発言し、閣議了解を得て、即日、田付景一ジュネーブ駐在総領事に訓令を発した。田付は、中国に残留している日本人のうち帰国を希望している者の帰国援助と消息不明となっている日本人の状況調査について、人道上の問題としてできる限りのことをされたい旨の覚書を、沈平ジュネーブ駐在中国総領事に連絡した。8 月 17 日、田付は沈から中国政府外交部スポークスマンの声明を伝えられた。それは日中両国の国交正常化交渉についての提案であった⁽¹³⁷⁾。

9 月 28 日に開催された国際赤十字連盟執行委員会の会合において、中国紅十字会代表が約 200 人の日本人の帰国を準備していると発言した。また、当時、中国を訪問していた日

⁽¹³²⁾ 同上、110 ページ。

⁽¹³³⁾ 同上、110-111 ページ。

⁽¹³⁴⁾ 同上、115 ページ。

⁽¹³⁵⁾ 同上、111 ページ。

⁽¹³⁶⁾ 同上、115 ページ。

⁽¹³⁷⁾ 同上、111-112 ページ。

本の国会議員に対し、戦犯の一部は年末までに送還されるであろうとの声明が毛沢東主席によってなされたとの報道が伝えられた⁽¹³⁸⁾。12月18日、第12次引揚げとして283人を乗せた引揚げ船が舞鶴に入港した。しかし、そのうち正規の引揚げ者は141人（旧陸軍軍人9人、旧海軍軍人1人を含む）で、そのほかは戦後の渡航者と外国籍の者であった⁽¹³⁹⁾。

1956年5月29日、中国紅十字会から引揚げ三団体に対して、「日本人戦犯のうち、起訴を免除された多数のものを5回に分けて釈放するが、これらの問題について協議するため、代表を派遣されたい」という連絡が入った。これを受けて、引揚げ三団体代表は天津に赴き、中国紅十字会代表と会談を重ねて共同コミュニケの調印に達した（「天津協定」）⁽¹⁴⁰⁾。その内容は次のように、中国紅十字会は起訴を免除した戦犯関係者335人を引揚げ三団体に引渡した事等であった。

- 一、中国紅十字会は、中華人民共和国最高人民検察院が起訴を免除した日本戦争犯罪人三三五名及び遺骨七体並びに遺品を、日本赤十字社、日本中国友好協会及び日本平和連絡会の代表に引渡した。今後釈放される日本人戦争犯罪人の引渡しについては、その都度、日本赤十字社、日本中国友好協会及び日本平和連絡会に通告するが、そのうち第二回目の引渡しは七月下旬ごろ行われる予定であるので、そのころに興安丸を天津に派遣することとする。
- 二、日本戦争犯罪人の家族が戦争犯罪人を見舞うため中国に赴くことについては、中国紅十字会は、必要な便宜と援助を与える。
- 八、帰国を申請する日本居留民の帰国については、中国紅十字会は、引き続き援助する⁽¹⁴¹⁾。

本協定により、同年7月の第13次引揚げから1957年5月の第16次引揚げまで、4回の引揚げが実施された。引揚げ者数は1,368人（旧陸軍軍人701人、旧海軍軍人1人を含む）であった⁽¹⁴²⁾。

1957年6月5日、衆議院海外同胞引揚げ特別委員会の広瀬正雄委員長が中国の周恩来首相と李中国紅十字会会長に対して、中国に残留している日本人の帰国の促進、戦犯関係者の早期釈放、未帰還者の調査等の問題について、委員会として中国側に懇請するため委員長ほか3人の委員等の訪中を申し入れた。これに対して、中国からは引揚げ三団体宛てに紅

⁽¹³⁸⁾ 同上、112 ページ。

⁽¹³⁹⁾ 同上、115 ページ。

⁽¹⁴⁰⁾ 同上、112 ページ。

⁽¹⁴¹⁾ 同上、551-552 ページ。

⁽¹⁴²⁾ 同上、115 ページ。

十字会会長名の書簡で、訪中拒否の回答が寄せられた⁽¹⁴³⁾。

1958 年 3 月 5 日、貿易交渉のため北京に滞在していた日本社会党の勝間田清一代議士に、李中国紅十字会会長から釈放された戦犯 8 人が天津で待機していること、帰国希望者が 400 人以上いて、大型の船舶を派遣してもらえば、すぐに送還させたいこと等の中国側の意向が伝えられた。さらに、4 月 9 日、中国紅十字会から引揚げ三団体に対して、帰国を願い出た日本人居留民は 2,000 人に増えたと通告があった。日本側は、直ちに引揚船を派遣した⁽¹⁴⁴⁾。第 17 次引揚げは 4 月 24 日、舞鶴に到着、その後、7 月 13 日の第 21 次まで 5 回の引揚げが行われ、2,153 人（旧陸軍軍人 512 人、旧海軍軍人 1 人を含む）が帰国した⁽¹⁴⁵⁾。中国紅十字会は第 21 次引揚船に同乗した引揚げ三団体代表に対して、今次引揚げをもって集団引揚げは終了することを伝えた。

(イ) ソ連地区からの引揚げ

終戦後、ソ連地区には捕虜となった日本軍将兵や樺太・千島等に在住していた一般人等約 272 万 6,000 人が帰国不能の状態に置かれていた。日本政府は連合軍を通じてソ連政府に在ソ連地区日本人の早期送還を要請した。その結果、1946 年 12 月から送還が開始され、1950 年 4 月までに約 235 万 7,000 人が帰国した。しかし、依然として、36 万 9,000 人が残留を余儀なくされていた⁽¹⁴⁶⁾。

1950 年 4 月 22 日、ソ連のタス通信は戦犯関係者 1,489 人、病人 9 人、中国に引渡すべき者 991 人のほか、日本人はすべて送還済みであると発表した。しかし、日本政府の調査では、上記のように、なおも多数が未引揚げであり、その引揚げが重要課題となった⁽¹⁴⁷⁾。日赤は 1950 年から 1952 年にかけて開催された赤十字関連の諸会議でソ連赤十字社代表に、残留者の安否調査と早期帰還を依頼した⁽¹⁴⁸⁾。また、1950 年 10 月、ジュネーブを訪れた島津日赤社長は ICRC 会長と会い、ソ連と中国における日本人の帰国について協力を要請している。同会長は翌 11 月にモスクワを訪問、ソ連赤十字社社長と数回にわたって会談したほか、アンドレイ・グロムイコ (Andrei Gromyko) 外務次官とも会見している⁽¹⁴⁹⁾。他方、国連においては 12 月の総会で、捕虜特別委員会を設置して未帰還捕虜の調査を行うことで加盟国に協力を呼びかけたが、ソ連は先のタス通信の発表内容に固執したため、成果なく

⁽¹⁴³⁾ 同上、113 ページ。

⁽¹⁴⁴⁾ 同上、113-114 ページ。

⁽¹⁴⁵⁾ 同上、115 ページ。

⁽¹⁴⁶⁾ 同上、103-104 ページ。

⁽¹⁴⁷⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第 6 巻、253 ページ。

⁽¹⁴⁸⁾ 同上、254 ページ。

⁽¹⁴⁹⁾ 島津『人道の旗のもとに』159-163 ページ。

終わった⁽¹⁵⁰⁾。

1952年5月、日赤はICRCに宛てて、ソ連赤十字社と中国紅十字会に対して日本人引揚げのために努力するよう働きかけを求める要請状を送っている。これに対してICRCからは、日赤の求めは人道的要請であり、ソ連、中国側に努力するよう要請するとの返信があった。先述のように、第18回赤十字国際会議においては「決議第20号」が採択されたが、その際、同会議に日赤から出席していた工藤外事部長は、ソ連赤十字社副社長ボリス・パシコフ（Boris Passikoff）博士と中国紅十字会会長李徳全に面会して、在留日本人の帰国や安否調査について懇請したが、あまり良い返事は得られなかった⁽¹⁵¹⁾。ところが、1953年3月、ソ連首相ヨシフ・スターリン（Iosif Stalin）が死去し、ゲオルギ・マレンコフ（Georgy Malenkof）が首相になると、3月27日、大赦令を発して多数の政治犯を釈放した。日本人捕虜もその法令の適用を受けて新たに釈放された者と、刑期を満了して帰国を待つ者が送還されることになった。

7月、スターリン平和賞受賞のためにモスクワに赴いた大山郁夫参議院議員から、ソ連赤十字社の側に日赤と協議する用意があり、それによって在留邦人の帰国の可能性があることが伝えられた。日赤はICRCにこの情報が正しいかどうかソ連赤十字社に確認することと、日本人の帰国に有効な処置を講じてくれることを要請した。同時に日赤がソ連側と交渉したところ、ソ連赤十字社から日赤に対して、打ち合わせのために代表を派遣するよう要請があった。日赤は10月28日、島津社長を団長とする代表団を派遣し、12月2日まで交渉を行った。その結果、11月19日に「今回の送還者は、……送還される港への集結は、ソ連赤十字赤新月社同盟執行委員会により実施……日本側は送還のための船舶を用意し、給養と医療を保障する……日本船出港の日取りは日赤よりソ連赤十字赤新月社同盟に通知する」こと等を定めた「邦人送還に関する日ソ赤十字社共同コミュニケ」が調印された⁽¹⁵²⁾。その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本人捕虜及び罪を犯し服役した一般人にして刑期を満了し、一九五三年三月二十七日付ソヴィエト連邦最高会議の指令により赦免を受け、又はソヴィエト連邦最高裁判所の決定により釈放され、ソヴィエト社会主義共和国連邦領土より送還されるべき者は、捕虜四二〇名、一般人八五四名である。前記人数の送還後、ソヴィエト連邦に残留する捕虜の総数は一、〇四七名であって、刑期の満了に伴い、次の条件により、同様送還され得るものとする。

⁽¹⁵⁰⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第6巻、254ページ。

⁽¹⁵¹⁾ 同上、256ページ。

⁽¹⁵²⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』105ページ。

- 二、ソヴィエト連邦領土より日本人捕虜及び一般人を送還するための港はナホトカ、又はソヴィエト側の指定する他の任意の港とする。
- 三、送還される者の港への集結は、ソヴィエト連邦赤十字赤新月社同盟執行委員会代表者によって行われる。
- 四、前記日本人の送還のための船舶は日本側が提供する。日本側は送還される者の乗船と同時にその給養と医療とを保障する⁽¹⁵³⁾。

モスクワ滞在中の島津社長ら代表団は 11 月 23 日、ソ連赤十字社代表 2 人とともにモスクワ北東に位置するチェルンテの収容所を訪問した。そこで元関東軍司令官山田乙三大将以下 38 人の戦犯関係者と面会し、慰問品や書籍類の送付の希望を聞いている⁽¹⁵⁴⁾。

上記の共同コミュニケに基づいて、第 1 次引揚げとして 12 月 1 日に 811 人（旧陸軍軍人 437 人、旧海軍軍人 7 人を含む）、第 2 次引揚げとして翌 1954 年 3 月 21 日に 420 人（旧陸軍軍人 36 人、旧海軍軍人 1 人を含む）が帰国した。その後、1955 年 4 月 18 日から翌 1956 年 12 月 4 日までの間に、第 3 次から第 10 次までの引揚げが実施され、433 人（旧陸軍軍人 203 人、旧海軍軍人 2 人を含む）が帰国した⁽¹⁵⁵⁾。また、日赤は関与していないが、日ソ国交回復後、ソ連地区からの第 11 次引揚げと樺太地区からの第 12 次から第 18 次までの引揚げが行われて、それらをもって後期集団引揚げは終了した⁽¹⁵⁶⁾。

なお、1956 年 4 月 17 日、日赤はソ連赤十字社に対して、ソ連在留邦人に宛てて慰問品を届けたいことと、ハバロフスク収容所を訪問させてほしいことを問い合わせた。それに対して、5 月 27 日に、慰問品はヨーロッパ経由で郵送するようにと回答があったが、ハバロフスク収容所への訪問は許可されなかった⁽¹⁵⁷⁾。

(ウ) 北朝鮮地区からの引揚げ

前期集団引揚げ終了後も北朝鮮地区に残留していた日本人は、技術者として留用されていた 16 人、受刑者として平壤教化所に拘禁されていた 15 人、北朝鮮人と結婚した日本婦人等であった⁽¹⁵⁸⁾。1953 年 10 月、ソ連在留日本人の引揚げ交渉のためにモスクワへ赴いた日赤代表は、北朝鮮に残留している日本人の引揚げについてもソ連側の意向を打診した。それに対して、11 月 28 日、ソ連赤十字社から日赤に、朝鮮民主主義人民共和国赤十字会

⁽¹⁵³⁾ 同上、552 ページ。

⁽¹⁵⁴⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第 6 巻、294 ページ。

⁽¹⁵⁵⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』108 ページ。

⁽¹⁵⁶⁾ 同上、105-108 ページ。

⁽¹⁵⁷⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第 7 巻（日本赤十字社、1986 年）、169 ページ。

⁽¹⁵⁸⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』115 ページ。

(以下、朝鮮赤十字会)と直接交渉するよう通知があった。日赤は翌1954年、赤十字・赤新月社連盟経由で朝鮮赤十字会に、北朝鮮に残留している日本人の帰還援助を要請した⁽¹⁵⁹⁾。それに対して、朝鮮赤十字会から「北朝鮮にはきわめて少数の邦人がいるが、朝鮮赤十字会は喜んで帰国を援助する」との回答が、これもジュネーブ経由で伝えられた⁽¹⁶⁰⁾。日赤は直ちに引揚げの具体化について申し入れを行ったが、何の回答も得られなかった。

ところが、1955年4月、ニューデリーで開催されたアジア諸国平和会議に出席していた日朝協会理事長の畑中政春が、北朝鮮代表から同国が日本人の送還を計画しているとの情報を得たため、4月13日、日赤から朝鮮赤十字会に確認を求めたところ、18日、送還に努力中である旨の回答を得た。その直後、北朝鮮の南日外相が声明を発し、その中で日本人の帰国は日赤と朝鮮赤十字会がその任にあたり、調整のため代表を平壤に派遣するようにとの要請があった⁽¹⁶¹⁾。7月6日、厚生省引揚援護局において、田辺繁雄厚生省引揚援護局長、小川平四郎外務省アジア局第2課長、葛西嘉資日赤副社長らによる会議が開かれ、北朝鮮側を刺激しないように日赤単独で朝鮮赤十字会と交渉するべきであるとの結論に達した⁽¹⁶²⁾。葛西日赤副社長を団長とする代表団は、1956年1月27日から朝鮮赤十字会との会談を開始し、2月27日、引揚げに関する共同コミュニケ（「平壤協定」）に調印した。その主な内容は次のとおりである。

- 一、朝鮮民主主義人民共和国赤十字会のあっせんにより帰国のため現在平壤に集結している四十八名の中の十二名は、本人の自由意志で、帰国を取消したために、帰国確定者は三十六名である。
- 五、日本人帰国者の帰国日取りは、日本側の事情を考慮して、本会談が終了した後、日本赤十字社から帰国船派遣日の通知とそれに対する朝鮮民主主義人民共和国との同意によって決定される。
- 六、朝鮮民主主義人民共和国赤十字会は、日本人帰国者を日本赤十字社の信任状を所持した日本人帰国船船長に引渡す時まで、彼らの食事費、宿泊費、旅費および貨物運賃を負担する。
- 七、朝鮮民主主義人民共和国赤十字会は、帰国する日本人の帰国後の一定の時期までの生活を援助するため、一人当たり朝鮮通貨で二万円（日本通貨で約六万円に相当する

⁽¹⁵⁹⁾ 同上、116 ページ。

⁽¹⁶⁰⁾ 同上、116 ページ。

⁽¹⁶¹⁾ 同上、116 ページ。

⁽¹⁶²⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第6巻、263-264 ページ。

見込) ずつ支給する……⁽¹⁶³⁾。

北朝鮮からの引揚げには海上保安庁所属の巡視船「こじま」を使用することとなり、同船に日赤代表団が同乗して、16 世帯、36 人を引取り、1956 年 4 月 22 日、舞鶴に帰着した。引揚者の内訳は、男子が 1 人で、そのほかは朝鮮籍の者と結婚した日本婦人 13 人とその子供らであった⁽¹⁶⁴⁾。なお、北朝鮮において共同コミュニケの調印を終えた日赤代表団は、3 月 1 日、大原の戦犯管理所を訪問して 130 人の被収容者の慰問を行い、被収容者と記念撮影を行っている⁽¹⁶⁵⁾。

(エ) 北ベトナム地区からの引揚げ

北部仏印、または越北地区と呼称されていた北ベトナム地区は、終戦時に北緯 16 度を境界として英印軍が管理する南部仏印と切り離され、中国国府軍の管理下に入った。同地区からの日本陸海軍将校と在留邦人の引揚げは、概ね、1946 年 5 月末までに完了した。この間、終戦直後の 1945 年 9 月 2 日には、ハノイにおいてホー・チ・ミン (Ho Chi Minh) の革命政権がベトナム民主共和国の成立を宣言しているが、翌 1946 年 12 月 19 日から、中国国府軍に代って同地区に復帰していたフランス軍とホー・チ・ミン軍との間で本格的な紛争が始まった。そうした情勢下にあって、日本人の中には、ホー・チ・ミン軍に身を投じた者、現地人と結婚した者等がいた。彼らは現地に残留することになった。

そうした人々の一部、元日本陸海軍将兵・軍属 71 人が、1954 年 11 月 30 日、中国からの第 9 次引揚船に同乗して帰国した。彼らの情報によれば、北ベトナム地区における残留日本人の概数は 120 人であった⁽¹⁶⁶⁾。

その北ベトナム地区残留者の引揚げも、ソ連、中国、北朝鮮からの引揚げと同様に、両国赤十字社間の交渉を通じて実現を模索することになった。1957 年 7 月、日赤は ICRC に対して在ベトナム日本人の帰国援助を依頼し、その仲介によって、日赤とベトナム民主共和国紅十字会が中心となって日本人帰国問題に関する交渉が行われることになった。同引揚げ交渉には、日本側から日赤、日本平和委員会、日本ベトナム友好協会の代表、ベトナム側からベトナム民主共和国紅十字会、ベトナム世界平和擁護委員会の代表が参加した。井上日赤外事部長を団長とする日本側代表団がハノイへ赴き、会談を重ねた結果、1958 年

⁽¹⁶³⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』553 ページ。

⁽¹⁶⁴⁾ 同上、116-117 ページ。

⁽¹⁶⁵⁾ 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第 6 巻、268 ページ。

⁽¹⁶⁶⁾ 厚生省『引揚げと援護三十年の歩み』117 ページ。

12月28日、双方は合意に達し、共同コミュニケ（「ハノイ協定」）の調印に至った⁽¹⁶⁷⁾。その主な内容は次のとおりである。

一、会議の意義

ヴェトナム民主共和国に居住する日本人の帰国問題は、現在両国間にいまだ正常なる外交関係が樹立されていない事実にもとづき、民間団体である上記五団体（筆者注——日赤、日本平和委員会、日本ヴェトナム友好協会、ヴェトナム民主共和国紅十字会、ヴェトナム世界平和擁護委員会）が共同の責任をもつて、それぞれの政府に働きかけ、この問題の処置にあたり、その円満な完了にいたるまで責任を負担するものとする……。

二、責任の分担

ヴェトナム民主共和国紅十字会およびヴェトナム世界平和擁護委員会は、帰国を希望する日本人の名簿を作成し、帰国する日本人に出国許可証と他の必要な書類あたえられるよう援助し、帰国者のハイフオン港までの食費、宿泊費、交通費、荷物運搬費および薬代を支給し、またハイフオン港において日本の三団体の代表に引渡すものとす。

日本赤十字社、日本平和委員会および日本ヴェトナム友好協会は、代表を派遣して、ハイフオン港においてヴェトナム側代表から帰国する日本人とその所持品を受け継ぎし、日本に上陸するために必要な書類があたえられるよう援助し、ハイフオン港より帰国者の故郷または希望する到着先に着くまでの間、食費、宿泊費、交通費、帰国手当、荷物運搬費、薬代、病気の際の診療および入院費用等を支給し、また帰国者がなるべく早く就職し、生活が安定できるように援助する責任をもつ……。

三、帰国者の範囲と帰国方法

本コミュニケにいう帰国者とは、ヴェトナム民主共和国に居住し、日本に帰国を希望する日本人である。

帰国日本人の妻子の問題については、双方は、具体的な事情に応じて、本人の願望と利益に合致した適切なる解決をするように努力する。

日本側は帰国にあたり特別に引揚船を派遣せず、現在就航の便船を使用するが、船舶は食事、居住の設備はもちろん、衛生上の条件について日本側が保障しなければならない……⁽¹⁶⁸⁾。

⁽¹⁶⁷⁾ 同上、117 ページ。

⁽¹⁶⁸⁾ 同上、554-556 ページ。

この「ハノイ協定」による第 1 次引揚げが 1959 年 3 月 24 日、門司に帰着した。引揚者は元軍人 9 人であった。第 2 次引揚げは同年 8 月 11 日、東京港に帰着した。引揚者は元軍人 10 人、現地人妻 7 人、その子供 15 人であった。第 3 次引揚げは、翌 1960 年 4 月 28 日に実施された。引揚者は元軍人 12 人、現地人妻 11 人、その子供 46 人であった。さらに、第 4 次引揚げが 1961 年 6 月 27 日に実施された。引揚者は元軍人 5 人であった⁽¹⁶⁹⁾。

エ 問題点・教訓等

捕虜の送還への関与は、ICRC にとっては普仏戦争や第一次世界大戦における経験があり、各派遣代表もその本来的な役割として自覚していた。したがって、太平洋戦争終結後、日本の管理下にあった連合国軍捕虜や民間人抑留者が帰国するに際しては、情報が不十分であったがゆえの困難には直面したものの、極東に派遣されていた ICRC 代表は比較的速やかに行動して、捕虜等の帰国を早期に完了させるうえで貢献したと言えよう。

それに対して、日赤は捕虜の送還に関しては、日露戦争時に日赤支部長を兼ねていた県知事が事務的に関与したり、第一次世界大戦時に帰国する捕虜を護送するための医師や看護人を斡旋したりということはあったものの、本格的に役割を果たしたことがなかった。したがって、日本の管理下にあった連合国軍捕虜等の帰国に関しては ICRC 代表を補佐する程度がせいぜいであった。他方、連合国管理下の日本人捕虜等の引揚げに関しては、前期集団引揚げに際しては、引揚者の救護と検疫のために救護班を編成して派遣するという衛生面での事業にほぼ専念した。

それが後期集団引揚げに際しては、国交のない共産主義国の赤十字社を相手とする交渉において中心的な役割を果たすことになった。確かに、共産主義国側の政治的な思惑が働いたわけではあるが、数々の交渉で合意に達して、残留者の帰国を実現させたことは評価に値しよう。

結局、日赤は連合国軍捕虜等の帰国に際して実働部隊として実績をあげることはできなかったが、日本人捕虜等の帰国に際しては、本来の役割である救護事業においてのみならず、新たな役割である国際的な交渉者として、日赤の真価を發揮したのである。

おわりに

本稿を終えるにあたり、(1) 政府及び軍と ICRC 等との関係、(2) ICRC 等による捕虜の救恤、(3) 太平洋戦争後の引揚げ事業における ICRC 等の役割という 3 つの観点から、

⁽¹⁶⁹⁾ 同上、118 ページ。

本論で述べた内容を要約し、若干の考察を加える。

(1) 政府及び軍と ICRC 等との関係

ICRC は 1863 年の創設時に採択された赤十字規約によって、各国赤十字社の事業を戦時における軍隊の衛生活動の援助と規定し、各国政府とあらかじめ取決めを交わしておいて、実際に活動するに際しては、その都度、政府に容認してもらい、戦時においては、軍との協議によって救護の実施場所を決め、そして、救護者の派遣に際しても軍の要請か許可に基づき、派遣先では軍の指揮下に入るといのように、政府及び軍との関係を規定した。こうした赤十字規約の基本理念が、その後の ICRC と各国赤十字社の活動の礎になっている。

日本が 1864 年の赤十字条約に加盟するのは 1886 年であるが、日赤の前身である博愛社は 1877 年の創設時から、ICRC に範をとって、陸海軍の指揮下で活動することを方針として示し、西南戦争における敵（西郷軍）側の負傷者の救護という限定的な活動に関してではあったが、実施に先立って認可を求めている。

こうした赤十字規約の精神に基づく博愛社の方針や姿勢は、絶対的な原理原則として日赤に引継がれた。その端的な例として、1901 年 12 月 2 日に発せられた日本赤十字社条例は、日赤が陸海両相の指定する範囲内で陸海軍の戦時衛生勤務を幫助することができる（第一条）、その目的のために、陸海両相が日赤を監督し（第三条）⁽¹⁷⁰⁾、戦時衛生勤務に従事する日赤の救護員は陸海軍の規律を守り、その命令に従う義務を負う（第四条）としている。さらに、同月 5 日に陸海内相の認可を得て実施に移された日本赤十字社定款も、戦時には当該官庁の命令に従って傷者病者を救護することを定めている（第九条第一項）。

したがって、日赤はいかなる事業を実施するに際しても、あるいは規則を改正するに際しても、主務官庁の大臣の認可が必要であり、また、その命令に従って事業を推進する義務があった。そして、反対に、主務官庁の大臣が許可しない事業は実施し得なかったし、実施する必要もなかったのである。

主務官庁の中では、陸軍省との関係が最も緊密であり、それに海軍省が続いていた。人事面でも両省には複数の顧問を委嘱していた。その分、日赤は陸海軍から日本における唯一の救護社として保護され、陸軍の演習や海軍の観艦式に参加することを許される等、特別の地位を与えられていた。また、戦時には日赤の救護派遣員は原則的に軍属として扱われ、衛生材料は軍の装備とほぼ同等の扱いを受ける等の便宜をはかられた。

⁽¹⁷⁰⁾ 陸海両相の日赤に対する監督は戦時・平時を問わない。平時において、日赤は毎年の事業報告、戦時事業準備計画の提出を求められており、資産検査、会計検査も受けた。

こうした日赤と軍との緊密な関係は、それが良い方向に機能すればまったく問題はないのであるが、日露戦争時や太平洋戦争時のように、日赤の能力を超えるような軍側の命令や要請にも日赤は応えなければならなかった。それは日赤にとって、義務とはいえども過剰な負担であり、救護員のレベルの全体的な低下は免れなかった。その反面、太平洋戦争時に顕著であったように、陸海軍の命令や要請がなければ、例えば、捕虜の救恤のような重要な事業であっても制約を受けるという問題が生じたのである。

今日、防衛省・自衛隊と日赤との間に太平洋戦争までの陸海軍と日赤のような関係はない。したがって、仮に将来、防衛省・自衛隊が日赤に協力を要請する必要がある場合のことを考えれば、日赤との関係を何らかの形で平素から築いておくことは不可欠であろう。

(2) ICRC 等による捕虜の救恤

捕虜の救恤は、元来、ICRC 等の役割ではなかったが、20 世紀初頭、次第にその本来的な活動であるという認識が広まり、第一次世界大戦時には ICRC 等によって本格的に実施されるようになった事業である。そのきっかけは、普仏戦争時に普仏両国の赤十字社が救護していた傷病捕虜の生存と収容場所をその家族へ伝えるというサービスであった。そこから傷病捕虜とその家族、知人らとの間での通信や小包のやり取りを赤十字社が仲介するという活動に発展し、さらに、傷病捕虜以外の一般の捕虜にも対象が拡大したという経緯がある。その後、ICRC 等は捕虜情報の収集、捕虜の銘々票や名簿の作成・補正、捕虜名簿の交換の仲介、捕虜宛ての救恤金品の募集・輸送・配布、捕虜収容所の視察、捕虜の慰問、解放された捕虜の母国への送還といった事業も手がけるようになっていった。

日赤の捕虜への関与も傷病捕虜の救護から始まった。それも日清戦争の際に、内地で拘留している傷病捕虜の救護を日本政府から囑託されるという形で始まったのである。日露戦争の際も、日赤が開戦直後に救護したのは仁川沖海戦で負傷したロシア海軍の将兵、すなわち、傷病捕虜であったし、松山捕虜収容所をはじめとするいくつかの捕虜収容所や陸海軍病院での捕虜の救護も、日赤に委任された。さらに、第一次世界大戦でも、日赤が陸相の命令を受けて青島へ救護班を派遣した趣旨は、日本軍の捕虜となったドイツ軍傷病者の救護であった⁽¹⁷¹⁾。

もちろん、それらの戦争で日赤救護員が救護を行った対象は傷病捕虜に限定されていたわけではなく、より多数の日本軍将兵の傷病者もそうであったことに間違いはないが、傷病捕虜の救護を日赤がその役割として政府及び軍から託されたということが、ここでは重要

⁽¹⁷¹⁾ 傷病捕虜の救護と合わせて日赤が実施した活動に、傷病捕虜の慰問がある。しかし、ここでは、傷病捕虜を対象とする慰問は、救護とワンセットの活動と考えたい。

なのである。政府及び軍が傷病捕虜の救護を日赤に託した理由は、赤十字社の国際的性格にあった。しかし、その傾向も第一次世界大戦・シベリア出兵の時代までであった。満州事変以降の紛争においては、傷病捕虜の救護は命令も要請もされなくなる。こうした方針転換の背景としては、日本における捕虜観の変化、国際社会に対するイメージ戦略の必要性の低下等が考えられる。

捕虜の救恤において、ICRC と日赤が直接、協力するようになるのは、第一次世界大戦時からである。日赤が設置した「俘虜救恤委員」が、ICRC と日本の陸軍省に開設された「俘虜情報局」の間で捕虜に関する情報を照会・通報したり、日本の管理下にある外国人捕虜や外国の管理下にある日本人捕虜に宛てた救恤金品を ICRC との間で発受したりする際の仲介者的存在となった。また、日本の管理下にある外国人捕虜の家族、親戚、友人、知人等が、捕虜へ信書や小包等を ICRC を介して送る場合の送付先にもなった。こうした活動は太平洋戦争（大東亜戦争）時にも行われている。しかし、太平洋戦争時は第一次世界大戦時と比べて、日本が管理する捕虜の数がはるかに多かつたうえに、戦域が広範で、正確かつ迅速な情報伝達や輸送が難しく、さらに、戦争が長期化し、かつ、戦局が日本側にとって不利に傾くにつれて捕虜観がいつそう悪化したこと等が重なり、対応が遅れたり、捕虜の救恤が否定的に見られたりする等の問題が生じた。

ICRC の捕虜視察委員が初めて日本の捕虜収容所を視察したのも、第一次世界大戦時であった⁽¹⁷²⁾。このとき、陸軍省と日赤はよく連携して、視察が順調に行われるよう交通手段や宿泊施設の面での調整を行った。第一次世界大戦時には、ICRC の捕虜視察委員に満足してもらうことが陸軍と日赤の共通の目的であった。したがって、陸軍は可能な限り、ICRC 委員を厚遇することを意図し、日赤が実務的な面で、その役割を巧みに果たした。

陸軍の ICRC への寛容な姿勢は、満州事変時も継続し、少なくとも日中戦争（支那事変）の初期、1937 年 12 月頃まで続いた。両事変に際しては、主として、上海においてであったが、ICRC の派遣代表の捕虜収容所への訪問のほか、陸軍病院等戦傷者を収容している病院への訪問や中国兵の遺体収容等を許可している。その後は次第に陸軍の ICRC 代表への対応は厳しくなっていく、捕虜への救恤活動も制限するようになるが、それでも、太平洋戦争期を通じて、日本が承認した内地、香港、上海に駐在する ICRC 代表には、捕虜の救恤を許した。日赤も可能な範囲で、ICRC 駐日代表の捕虜収容所訪問や情報収集に協力した。しかし、ICRC 代表の捕虜収容所訪問の申請が容易に受理されなかったり、また、ICRC

⁽¹⁷²⁾ ICRC 捕虜視察委員以外にも、捕虜収容所の視察や捕虜の救護の援助への希望が外国人の医師や看護婦らから寄せられた。そうした外国からの医療関係者の希望は日露戦争時にも寄せられていたが、政府及び軍が認可すれば、その受け入れ、監督、案内等は日赤に任された。

代表が捕虜と面会する際には日本軍関係者が必ず立ち会ったりする等、日本側の対応は ICRC 代表にとって決して満足できるものではなかった。

一方、太平洋戦争時の南方の日本軍占領地域においては、日本は ICRC 代表を承認せず、捕虜収容所への訪問も許可しなかった。また、ボルネオでは ICRC 代表を日本軍が逮捕、処刑してしまうという「ヴィッシャー事件」も発生した。その背景には、ICRC の活動に対する理解の欠如があったとされる。

また、太平洋戦争時、日本は捕虜への救恤品を外国から日本へ輸送するための赤十字船の受け入れに消極的であった。結局、赤十字救恤品は日米交換船の機会を利用したり、日赤が赤十字船を仕立てたりすることによって、日本の内地と日本軍占領地域等への輸送が実施された。しかし、個々の捕虜への配布に関しては捕虜収容所長の権限に委ねられていたため、赤十字関係者は関与し得ず、遅配や横流しがなされた可能性が指摘されている。

ICRC 等は捕虜の救恤の一環として、捕虜とその家族、親戚、友人、知人等との間で交わされる信書や電報の仲介を行っている。第一次世界大戦時に日本が管理した捕虜は基本的にドイツ語で使用言語が限られ、人数も約 4,700 人と比較的少なかった。それに対して、太平洋戦争時の連合国軍捕虜は国籍が多様で、英語を母国語とする者が多数を占めていたとはいえ、オランダ語やフランス語等を母国語とする者もいたように使用言語は複数であった。さらに、その人数は正式に捕虜として管理した者は 10 万人を超えており、内地の捕虜収容所に収容されていた捕虜だけでも 3 万人以上であった。捕虜が発受する通信も膨大な数にのぼった。日本側はそれらを、逐一、検閲した。日本語であればともかく、外国語となると検閲は通常よりも長い時間を要した。理由はそれだけではないであろうが、捕虜が発した捕虜郵便が宛先に届くまで 1 年かかったと言われている。赤十字通信がカナ書き 50 字以内という外国人にとっては難しいシステムになっていたり、捕虜郵便も終戦の年に、捕虜 1 人あたりの発輸を 1 年間 1 通に限定するという措置が講じられたりしたのは、検閲担当者の負担を軽減し、作業を迅速化するためでもあった。

このように、ICRC 等による捕虜の救恤に関しては、政府及び軍、とりわけ後者の意向が ICRC 等の活動を左右したと言って過言ではない。つまり、捕虜の救恤を国際的なイメージ向上の一助にしようとする等の意図があれば、自ずと捕虜を厚遇することになり、そのために ICRC 等による捕虜の救恤を円滑に進める方向に傾く。しかし、反対にそうした考えがなく、捕虜に対する否定的な見方がはびこり、かつ、ICRC 代表をスパイ視するような空気が支配的になると、ICRC 等による捕虜の救恤は制限される⁽¹⁷³⁾。そのことは、日

⁽¹⁷³⁾ そのほかに、捕虜の人数の多寡、国籍や使用言語が単一か多様かといった問題、ICRC 等と日本側双方の対応能力等も、当然のことながら、ICRC 等による捕虜の救恤を左右する要素である。

清戦争から太平洋戦争までの紛争で、日本の管理下にあった捕虜に対する ICRC 等の救恤活動の様相から明らかである。また、交戦相手国が管理する日本人捕虜への救恤を見た場合、日本軍がその存在を認めていなかった太平洋戦争時においては、ICRC や日赤も対応に苦慮し、結局、日本人民間人抑留者に宛てて送った救恤金品を、交戦相手国に駐在する ICRC 代表の判断に任せる形で、日本人捕虜の救恤にあててもらふ以外に方法がなかったという事実もある。

仮に将来、日本において捕虜を管理するという状況が生じた場合、ICRC 代表が収容所を視察に訪れたり、捕虜と面会したり、ICRC を仲介者として交戦相手国をはじめ諸外国の赤十字社、慈善団体、個人等から救恤金品が送られてきたり、その輸送や捕虜への配布への直接的な関与の希望がなされたり、傷病捕虜の救護への支援の申し入れがなされたりすることになる。また、ICRC 等を介しての捕虜とその家族等との間の信書等の発受も行われるであろう。その際、防衛省・自衛隊はジュネーブ第三条約や第一追加議定書を尊重する立場上、ICRC 等による捕虜への救恤を基本的に容認することになるであろう。そうした場合、ICRC 等の活動を妨げないように注意する必要があるだけでなく、捕虜の救恤が円滑になされ、かつ、ICRC 等の信頼を得ることができるように、必要な準備を心がけておくべきであろう。そこには日赤との協力も含まれるであろう。

(3) 太平洋戦争後の引揚げ事業における ICRC 等の役割

引揚げ事業は、民間人抑留者もその対象であるが、ここでは捕虜の送還を中心に述べる。

ICRC にとって捕虜の送還への関与は、普仏戦争や第一次世界大戦における経験があり、各派遣代表も概ね、その本来的な役割として自覚していた。したがって、太平洋戦争終結後、日本の管理下にあった連合国軍捕虜を帰国させるに際して、極東に派遣されていた ICRC 代表は、捕虜の人数や捕虜収容所の数と所在地に関する情報が不十分であったがゆえの困難には直面したものの、捕虜収容所の所在地の確認、捕虜の健康状態を含めた状況把握、食糧や医薬品等の物資の捕虜への配布に関する連合国軍司令部への要請、捕虜の引渡しに関する連合国軍側との調整等の活動を比較的速やかに実施して、捕虜の帰国を早期に完了させるうえで貢献したと言えよう。

一方、日赤の場合、日露戦争時と第一次世界大戦時に捕虜の送還に関与したことがあったものの、いずれも極めて限定的で、日赤支部長を兼ねていた県知事が、捕虜の引渡しや解放時の宣誓に事務的にかかわったり、捕虜を護送する医師や看護人の斡旋を請け負ったりした程度である。したがって、日赤は捕虜送還の経験をほとんど積むことなく、太平洋戦争終戦後に日本管理下の連合国軍捕虜の帰国のために活動した ICRC 駐日代表への協力

を行ったことになる。他方、1948年までに終了した日本人の外国からの前期集団引揚げにおいては、国立病院、検疫所、引揚船、引揚地方援護局への救護班派遣、傷病者の救護、検疫の支援等の救護事業においては、役割を果たすことができた。

意外にも、日赤の真価が発揮されたのは、前期集団引揚げ終了後も外国に残留していた日本人の引揚げ、すなわち、後期集団引揚げにおいてであった。後期集団引揚げの対象となったのは、ソ連、中国、北朝鮮、北ベトナムに残留していた日本人である。彼らの多くは戦犯関係者、現地軍に参加したり、留用されたりした者、現地人と結婚した者とその子供等であった。後期集団引揚げを実現するにあたっての問題は、帰国を希望する日本人が残留していた国が共産主義国・社会主義国で、1950年代前半においては、まだ、日本との間に国交がなく、政府間で外交ルートを通じた交渉によって解決を図ることができなかったことである。

そうした状況において、国際的な非政府・民間人道組織であり、過去の戦争で捕虜送還に関与した経験を有するICRC等に白羽の矢が立った。具体的には、ICRCが仲介者となり、日赤と相手国の赤十字社が主体となって、それぞれの政府の意を受けて引揚げの要領について交渉し、合意に至れば、その合意内容に基づいて引揚げを実施するという方法で、後期集団引揚げが実施されたのである。また、実際の引揚げの際に、港において引揚者を引渡す役割、あるいは、受け取る役割も、両国赤十字社が負った。

それまで、日赤はこうした交渉の主体となった経験はなかったものの、国際的なネットワークを有する民間の非政府組織という赤十字社の性格がそれを可能にした。それは、人道というイメージを前面に打ち出して、政治的な側面をカムフラージュするという効果を発揮し得たがゆえでもあったのではなかろうか。

現在、ICRC等はゲリラやテロリスト等に捕らわれた人質の解放と保護に、一定の役割を果たしている。正規の交渉ルートが存在しない関係にある者同士の間における人道的な問題の解決への寄与という面で、ICRC等の有用性は今後も維持されるであろう。

(たちかわきょういち 企画室共同研究調整官兼戦史部第1戦史研究室主任研究官)

(しゅくはるひこ 2等陸佐 戦史部第2戦史研究室所員)